

平成24年第2回邑南町議会定例会(第1日)会議録

1. 招集月日 平成24年 2月23日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成24年 3月5日(月) 午前 9時33分
 散会 午後 3時44分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄	情報推進課長	小 林 雅 博
町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	東 義 正	建設課長	田 中 節 也
水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠	会計管理者	安 原 賢 二
瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則
教育長	土 居 達 也	学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典
農業委員会長	田 中 正 規	監査委員	實 田 讓		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第2回邑南町議会定例会議事日程(第1日)

平成24年3月5日(月) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針

日程第4 教育方針

日程第5 行政報告

日程第6 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第2号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第7 議案の上程、説明

議案第3号 指定管理期間の変更について

議案第4号 指定管理者の指定について

議案第5号 指定管理者の指定について

議案第6号 指定管理者の指定について

議案第7号 指定管理者の指定について

議案第8号 指定管理者の指定について

議案第9号 邑南町課設置条例の一部改正について

議案第10号 邑南町職員定数条例の一部改正について

議案第11号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第12号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第13号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第14号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第15号 島根県後期高齢者医療広域連合に勤務する邑南町職員に支給する手当に関する条例の一部改正について

議案第16号 邑南町税条例の一部改正について

議案第17号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第18号 邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第19号 邑南町公民館条例の一部改正について

議案第20号 邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第21号 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正について

議案第22号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第23号 邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第24号 邑南町下水道条例の一部改正について

- 議案第 25 号 邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 26 号 邑南町立特別養護老人ホーム・老人短期入所施設条例の廃止について
- 議案第 27 号 邑南町江の川下流域活性化事業推進基金条例の制定について
- 議案第 28 号 邑南町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 議案第 29 号 邑智郡総合事務組合規約の変更について
- 議案第 30 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 31 号 町道路線の廃止について
- 議案第 32 号 町道路線の変更について
- 議案第 33 号 町道路線の認定について
- 議案第 34 号 平成 23 年度邑南町一般会計補正予算第 5 号について
- 議案第 35 号 平成 23 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 36 号 平成 23 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 37 号 平成 23 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 38 号 平成 23 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 39 号 平成 23 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 40 号 平成 24 年度邑南町一般会計予算について
- 議案第 41 号 平成 24 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 42 号 平成 24 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 43 号 平成 24 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 44 号 平成 24 年度邑南町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 45 号 平成 24 年度邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 46 号 平成 24 年度邑南町電気通信事業特別会計予算について

日程第 8 請願文書表

- 請願第 1 号 島根原発をなくし、再生エネルギーへの転換を求める請願

平成24年第2回邑南町議会定例会(第1日)会議録

平成 24 年 3 月 5 日 (月)

—— 午前 9 時 33 分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 24 年第 2 回邑南町議会、定例会を開会いたします。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布をしたとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元の、お手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。2 番宮田議員、3 番中村議員、お願いをいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

- 議長(松本正) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、3月5日から3月16日までの12日間といたしたいと思ひます。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(松本正) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日3月5日から3月16日までの12日間とすることに決定をいたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 町長施政方針

- 議長(松本正) 日程第3、町長施政方針。これより、町長施政方針を行っていただきます。
- 石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。
- 議長(松本正) 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) 平成24年第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、特に、新年度町政運営に望む基本的な考え方と、主要な施策について申しあげ、町民の皆さまをはじめ議会の皆さま方のご理解とご協力をお願い申しあげたいと存じます。国の、平成24年度予算編成の基本的な考え方は、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー、環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むこととされております。このことを踏まえた平成24年度の地方財政につきましては、一つは通常収支分と東日本大震災分を区分して整理すること。二つ目には地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を、平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本として所要の対応を行うこととされております。このような状況を踏まえ、本町の平成24年度の予算編成にあたっては、厳しい財政状況ではありますが、特に、一つ目には2年目を迎える日本一の子育て村構想について、成果が問われてくる年と位置づけ、その実現について邁進すること。二つ目には大震災、福島原発事故を考えると、防災はもちろんあらゆるリスク管理に対応できるよう体制の強化を図ることを、主要施策の柱として位置づけ、定住対策を始め町民誰もが実感できる住みよい町づくり、安心安全の町づくりに全力で取り組んでまいります。その具体的な内容でございますが、最初に日本一の子育て村構想の狙いであり、若者定住、若者人口の増加に関わる新年度の必要な施策1から6について申しあげます。まず第1でございますが、矢上高校学校に振興について申しあげます。矢上高校は、平成24年度から島根県の離島、中山間地域の高校魅力化活性化事業を活用し、より魅力的な学校づくりを進めてまいります。事業期間3年、補助金、補助金1千500万円という事業であります。この3年間のうちに矢上高校が活性化するような、基盤と仕組みづくりをしたいと考えております。具体的には、さらなる学力向上策や生徒と保護者が希望する進路実現、部活動振興などの充実はもちろんのこと、豊かな社会人をつくるという観点から、社会で必要とされる精神や資格、能力を備えた人材を育てる、いわゆる起業家としての必要な教育を重点的に取り組んでまいります。また将来にわたり矢上高校を支えるといった視点から、町内外の全ての関係団体の役割分担を明確化した、矢上高校応援隊と名付けた応援体制を構築し、推進してまいります。二つ目でございます。住まいについて申しあげます。UIターンの相談を受ける中で、重要な要件としてと住まいが挙げられます。新年度は、民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付要綱の一部改正を行い、廉価な家賃の住宅が建設されるよう補助金を増額し、民間業者へ建設支援

をお願いすることとしております。一方、UIターン者向けの公営住宅を従来から要望があり、需要が見込める市木地区へ新規に計画いたします。さらに、邑南町集落振興対策助成事業の実施要綱について一部改正し、UIターン者を対象に町内全域の集落に適用拡大を図ります。こうした住まいの確保により、一層の定住促進を図り、あわせて地域経済の活性化に資するよう努めてまいります。三つ目でございます。三つ目は地域振興による雇用対策について申し上げます。日本経済の動向を見ますと、東日本大震災、円高、そして欧州の金融危機などにより依然として深刻な状況が続いており、町内の中小企業等においても厳しい経営をせまられていると言わざるを得ないのが現状であります。雇用の確保につきましては、邑南町無料職業紹介所の機能を活用して、雇用の促進や職業相談など、ハローワークと連携して引き続き積極的に進めてまいりたいと考えております。そうした中で、矢上高校の23年度卒業生の就職内定率は100%であり、内定者18名のうち、町内の事業所への就職予定者数は7名を数えております。今後も厳しい雇用情勢の中、さらに地元への就職率を高めるということに関して、町内の進出企業や関係の各団体とも連携を図ってまいりたいと考えております。あわせて新たな企業誘致の可能性についても、今以上に邑南町をアピールすることにより、その実現に向かって積極的に取り組んでまいります。また昨年3月に策定しました邑南町農林商工等連携ビジョンに基づき、農林商工連携サポートセンターを中心に、ビジョンの目標達成のため努力することはもちろん、総務省の地域おこし協力隊事業を活用し、耕すシェフの研修生や新たに地域映像クリエイター、観光コーディネーターを募集し、町内で起業できる人材を確保し、仕事づくりにつなげたいと考えております。また町内中小企業者への対策といたしましては、依然として厳しい経済状況が続いていることも考慮し、21年度から取り組んでおります、緊急融資の補助事業を24年度も継続して実施することといたしております。四つ目でございます。若者定住に欠かせない医療体制の要である公立邑智病院について申し上げます。公立邑智病院の4月以降の診療体制でございますが、常勤医師数は平成23年度と同じで内科5名、外科、小児科、産婦人科、麻酔科が各々1名の合計9名でスタートできる見込みであります。泌尿器科、整形外科、精神科は、島根大学や西川病院からの非常勤医師派遣を受けて外来診療を継続いたします。また当地域で欠かすことができない救急診療は、9名の常勤医師の助け合いと、広島大学救命救急センターや島根大学からの医師派遣を受けて救急告示を継続できる見込みであります。次に、医療機器、施設整備の予定であります。近年の医療情勢に合わせて電子カルテを導入することといたしました。これは県内の医療機関をつなぐ専用のネットワーク基盤を整備し、迅速かつ円滑な医療連携体制構築のプランが、しまね医療情報ネットワーク計画として島根県から示されました。公立邑智病院としては、当地域唯一の急性期、救急病院として地域連携の中核を担っていく所存で、所存でございますので、島根県の医療IT整備事業に参画するため電子カルテを導入し、診療情報の完全デジタル、デジタル化を行い、効率的、効果的な医療を地域の皆さま方へ提供していきたいと考えております。五つ目でございます。子育て支援で特に大切な児童福祉について申し上げます。羽須美地区の阿須那保育所、口羽保育所につきましては、それぞれ昭和38年、昭和41年に建設しており、経年劣化に加え耐震性の問題もあるため、邑南町総合振興計画並びに邑南町過疎地域自立促進計画で改修計画を盛り込み、児童の安全と保育充実を図ることとしていたところであります。これまで建て替えについて検討してまいりましたが、このたび課題でありました財源の見込みが立ったため、劣化が著しく緊急性の高い口羽保育所を、平成24年度に建て替えを行うことに決定いたしました。建て替えにつきましては、指定管理委託をしている社会福祉法人瑞穂福祉会を事業主体として、民設民営で運営することで協議をしているところであります。五つ目、六つ目でございます。

六つ目は日本一の子育て村構想の推進体制についてでございます。平成23年度に島根県と共同で実施した、広島浜田道を活用したUIターン支援策として、アンケート調査を実施いたしましたが、今後も県と協議しながら前向きに取り組んでまいります。次に、これまで子育て村構想推進連絡会として、課長会議レベルで構想の検討をしておりましたが、来年度からは日本一の子育て村推進本部として組織構築し、より広範囲に関係者の衆知を集めながら強力に展開したいと考えております。ご参考に、人口動態について申しあげます。本町の人口動態につきましては、転入が横ばい傾向、転出が減少傾向にあることから、人口の動態が改善している状況にあると考えられます。特に平成22年からその改善の傾向は顕著となっております。特に平成23年以降の人口の増減では、20歳代と40歳代で増加に転じております。特に転入だけを見ても、子どもを産み育てる20歳代30歳代の転入の増加が、その特徴として考えられます。これは本町がこれまで行ってきた施策、特に子育てに対する支援策が影響している可能性もあると考えられます。以上、1から6まで申し述べました。次に、日本一の子育て村構想に関わることはもちろんのこと、全町的に推進しなければならない重要施策について順次申しあげます。まず、農業の振興について申しあげます。2010年の世界農林業センサスでは邑南町の総農家数は2千42戸。2005年と比べ308戸の減少、率にして13ポイントの減少となっております。合併以来、農業従事者の高齢化と減少が進むとともに、農業所得の減少など、農業農村をとりまく情勢は厳しさを増しております。このため持続的な農業経営ができなくなるだけでなく、集落機能の低下も危惧しております。このため平成24年度において、本町農業の現状と課題を整理し、農業の持続的発展を図るため、邑南町農業の振興計画を策定いたします。平成23年度中に策定される、邑南町森林整備計画とあわせて邑南町農林業振興計画にしたいと考えております。次に、戸別所得補償対策の実施に伴い、多くの農家が不作付地の改善計画を提出しており、その解消が急がれておりました。県からの情報提供では、国は平成24年度において改善されない場合の対応について検討を始めるとのことでもございました。次に述べます、農業再生協議会において、その対策や、それと密接に関連する転作作物の振興について、検討するよう指示したところでございます。平成18年度に設置した邑南町農業活性化支援センターは、平成24年度から邑南町農業再生協議会に組み込まれ、JAからの派遣も平成23年度で終了することとなりました。しかしながら、支援センターの機能は今後とも必要であり、各機関が連携しながら、農業の担い手育成を始め、様々な課題に取り組んでまいりたいと考えております。これに関連して、関係して担い手と農地の問題の解決に向けて取り組まれる、集落、地域の皆さんの一助となるよう新しい施策が用意されました。通称人、農地プランといわれておりますが、農業の将来、特にどのような方が中心となって地域農業を引っ張っていくのか、また青年就農者をどのように地域に定着させていくのかを、集落あるいは複数集落単位で検討しようとするものでございます。詳細はまだ判明しておりませんが、将来を見据えて積極的に取り組んでいただきたいと考えております。これにつきましても農業再生協議会が中心となって推進していく予定でございます。次に、鳥獣による被害は、営農意欲の減退や不作付地の増加をもたらす一因となっており、鳥獣被害防止対策が必要不可欠となっております。対策の実効性を確保するには、捕獲を始めとする被害防止活動の担い手として、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置したいと考えております。これに関する条例案を後ほど提案させていただきます。次に、地産地消の推進について申しあげます。地産地消推進計画の策定に取り組むにあたって、まずは、木材に関する本町の基本方針案と木材利用行動計画案を示す段階に至っております。また農林水産物、バイオマスなどについても、順次行動計画の策定に取り組み、地産地消推進条例に定めた施策の総合的かつ計画的な

実施に努めてまいります。次に、林業振興について申し上げます。林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷並びに林業従事者の減少や高齢化など依然として厳しい状況が続いております。国においては、平成21年12月に10年後の木材自給率50%以上を目指して森林、林業再生プランを策定、平成23年度を森林、林業再生元年として公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材輸出等の推進に向け条件整備が進められています。本町においても、平成22年4月から平成32年3月を目途に計画した邑南町森林整備計画を変更し、本町の森林、林業に関するマスタープランと位置づけたいと考えております。次に、建設関係の事業について申し上げます。まず、国道整備事業でございますが、浜田作木線の雪田工区におきましては、平成24年度には伏谷トンネルを含む一部の区間で供用が開始される見込みであり、鳴滝工区も引き続き工事を進めていただく予定となっております。また田所国府線の市木工区、甲田作木線の日南川工区につきましても工事着手となる予定でございます。このほか、雪寒事業並びに交通安全施設整備事業につきましても、継続して実施されることとなっており、一層の事業促進をはた、図っていただくよう要望してまいります。町道改良事業につきまして、社会資本整備総合交付金の要望どおりの割り当てが非常に厳しい状況ではありますが、継続して事業実施を予定しております4路線に加えて、日南川松木線、西日向線、簾金比羅線、和田線、片田善教寺原線の改良を計画することとしております。河川砂防事業につきましては、出羽川の三日市工区及び伏谷工区におきまして、引き続き河川拡幅に伴う護岸工事が実施される予定でございます。また桧ノ迫川の砂防事業におきましても事業実施が予定されております。県営基幹農道整備事業の徳前農道につきましては、平成24年度で事業完了する見込みでございます。また林道整備事業でございますが、県営林道開設事業の三坂小林線を継続して実施される予定となっております。公営住宅の整備でございますが、住宅の給湯設備整備などの環境改善を目的としたストック改善事業につきましては、引き続き田所地区の十日市団地2棟24戸を実施する予定としております。住宅建築につきましては、中野地区に予定しております森実団地の造成並びに公営住宅の建築を予定しております。また住まいのところで述べましたように、市木地区にUIターン者向けの定住促進住宅の整備を新たに計画しております。住宅の耐震化促進につきましては、平成23年度から一般の木造住宅における耐震性の向上を図ることを目的に、木造住宅耐震診断に対して助成を行ってまいりましたが、平成24年度からは更に、耐震診断に基づく補強計画並びに耐震改修に対しても助成する予定でございます。次に、上下水道事業について申し上げます。簡易水道事業につきましては、統合簡易水道事業による瑞穂地域内の遠隔監視システムのFTTH切り替え工事を実施いたします。また瑞穂西簡易水道及び日貫簡易水道を基幹改良事業により、老朽管路の敷設替え工事を実施いたします。次に、下水道事業でございますが、合併浄化槽設置工事を本年度は15基の設置を予定しております。また農業集落排水事業機能保全を実施いたします。この事業は、農業集落排水施設の長寿命化や施設更新のための機能診断調査を実施し、施設の整備構想を策定するもので、補助率は10/10でございます。次に、おおなんケーブルテレビについて申し上げます。おおなんケーブルテレビは、今年3月末で開局2年目を終了することになります。この2年間で、テレビサービスは173件の増、インターネットサービスは180件の増となり、加入者総数4千746件で世帯加入率93.8%となっており、県下でもトップクラスの加入率となっております。本年度は3年目になりますので、自主放送番組はより充実した情報提供ができるよう、地域のコミュニティ活動や学校行事を中心に取材撮影し、多くの皆さまに喜んでいただける番組作りを心がけてまいります。インターネットサービスについては、これまで以上に安定した伝送速度を保てるよう、バックボーンの増速をしてまいります。IP電話サービスにつ

きましては、昨年度の年間通話料金が前年度より約1割安くなっておりますので、無料通話の利用が次第に町民の皆さまに浸透してきたものと思っております。行政文字放送やデータ放送、高齢者見守りテレビサービスにつきましても、これまでどおり提供してまいります。また広域連携線を利用した多チャンネル放送や県下のケーブル局制作番組等も引き続き配信してまいります。特に、放送センターの運営につきましては、国の補助事業で整備した施設であることから、法的制約を受けておりますが、今年度と来年度の2か年で指定管理者制度等による法人化、民営化の方向を検討してまいります。この問題につきましては、情報通信施設管理運営委員会や議員の皆さまとの協議を重ねながら、最善策を求めてまいりたいと考えております。次に、携帯電話の通話状況について申しあげます。町内の携帯電話の通信環境については、毎年通話エリアの改善が図られ、ほとんどの地域で通話可能になってまいりましたが、依然として全く携帯電話の使えない地域も数集落存在いたします。この通話環境の整備には、通信事業者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも該当地域の皆さまとともに、通話エリアの拡大を求めてまいりたいと考えております。エネルギー施策についてでございますが、昨年8月に発足させました職員エネルギー政策研究会により研究を進めております。邑南町としての取り組みについて平成24年度中に一定の結論を得る予定でございます。現在、主として、小水力発電と木質バイオマス利用の2点に絞り調査を行っております。小水力発電については、町内の具体的な水量と落差のある地点について、実用化の可能性あるかどうか判定するため、新年度予算に調査委託費を計上しております。木質バイオマスについては、木質チップあるいはペレットによる冷暖房等への利用を研究しております。実用化には木質材料の確保が欠かせませんので、実証試験として、23年度に続き、新年度予算において、木材の搬出に対する助成費を計上しております。また、このエネルギー利用の研究については、包括連携協定を結んでおります、島根大学の協力も得たいと考えております。以上の研究に先駆けまして、新年度において、省エネ新エネ地域再生事業を実施したいと考えております。これは、地域において、住民主体での省エネルギー、あるいは新エネルギー利用による独創的な取り組みについて、助成しようとするものでございます。地域のアイデア、活力に期待をしたいと思います。次に、保健事業について申しあげます。健康づくり活動の推進につきましては、引き続き健康増進計画に沿って、事業実施したいと考えております。特に平成24年度は健康増進計画、がん対策推進計画、特定健康診査等実施計画の最終年度となりますので、各計画の事業評価を行いながら、それぞれの計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。平成24年度の新たな取り組みといたしましては、肺がんとCOPD、いわゆる慢性閉塞性肺疾患の早期発見の取り組みとして、胸部CT検査とCOPD講演会を実施したいと考えております。また高齢者の肺炎による死亡率が高いことから、肺炎防止と肺炎に伴う医療費を削減するため、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を負担し、ワクチン接種を受けやすい環境整備を図りたいと考えております。次に、国民健康保険事業について申しあげます。国民健康保険事業につきましては、合併以来、被保険者の方々のご負担を極力抑えながら、また一方で、平成20年度の後期高齢者医療制度といった大きな制度改正などを受けた結果、国保財政は大変厳しい状況となり、そのため、一人当たりの国保税調定額について、平成21年度に14.4%、翌22年度には32%の上げ幅となる、2年連続の税率改定を行わせていただいたことは、ご承知のとおりでございます。また平成23年度からは、算定方式につきまして、応能割の資産割を廃止し、4方式から3方式に変更し、現在に至っております。こうした中、国保の現状を見ますと、被保険者数の減少傾向と、一人当たり医療費の上昇傾向、この相反する傾向には変化はなく、むしろ厳しくなっていると思われれます。平成23年度の国保運営につきまして

も大変厳しい状況にあり、本定例会に提案しております4号補正を合わせ、基金を6千900万円あまり取り崩し、基金残高は7千900万円程度まで減少するものと見込まれます。このような状況を踏まえた平成24年度の当初予算案でございますが、歳出の面では、医療費の推計等を行いまして必要となる経費を算出いたしました。歳入の面では、療養給付費負担金等につきまして所要額を見積もり、その収支不足を補います国保税を、現在の税率に当てはめ計算しましたところ、約5千500万円の財源不足が見込まれました。この対応といたしまして、一般会計からの繰入金を2千万円、基金の取り崩しを2千万円、国保税につきましては、税率改定による1千500万円の増額をお願いする方針で予算を計上いたしました。なお、基金の取り崩しにつきましては、予備費分を追加し、約3千万円としております。今回の国保税率の改定につきましては、課税標準の伸びと被保険者数の減少を考慮した一人当たり調定額で12.57%、標準世帯に当てはめた場合は10%程度の増加となります。今後も厳しい国保運営が想定されますが、一般会計の支援を行いながら、基金の使用と国保税率の改定に十分注意を払い、運営していきたいと考えております。なお、今回の国保税率の改定につきまして、条例の一部改正を本定例会に提案しておりますが、この保険税率の最終決定につきましては、7月の本算定での決定となりますので、医療費の今後の動向を見極め、適切な対応を行いたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、後期高齢者医療保険料の改定について申し上げます。2月15日に島根県後期高齢者医療後期、広域連合議会が開催され、平成24年度から2年間の後期高齢者医療保険料率について、均等割を千850円増の4万1千520円に、所得割を1.06%増の8.41%に変更する保険料率の改定が議決され、同日付けで条例が公布されました。このことにより、一人当たり平均保険料は7.4%増加いたします。後期高齢者医療は平成20年度から始まっており、保険料率は2年ごとに設定されますが、前回の改定期であります平成22年度は、厚生労働省より保険料率据え置き指示があり、本県では必要額に対して剰余金を充当することで据え置いております。今回2回目の改定期を迎えるにあたり、厚生労働省の現制度の廃止は最短でも平成25年度末との発表や、現制度の廃止法案について先行きがはっきりしていなかったことから、平成26年度以降も継続される可能性がありましたので、保険料率を改定することとされたものであります。改定率の決定につきましては、剰余金と県財政安定化基金を使用しながら、大きな上昇とならないよう、平成24年度が7.4%、平成26年度以降が8%代後半の上昇が計画されております。本町といたしましては、今回の改定につきまして、十分に周知を行い、混乱を生じないように努めてまいりたいと考えております。

次に、町内全家屋の一斉調査について申し上げます。平成21年度より実施してまいりました調査が、ほぼ終了いたしました。この調査で明らかとなりました未評価部分は、本年度の課税より反映させていただきます。なお、滅失部分については、随時に課税抹、課税抹消してまいりました。この調査事業により、実施にあった、実態にあった適正かつ公正な固定資産税の賦課が果たされました。今後とも、家屋の異動を的確に把握することが重要であると考えますので、引き続き町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、防災、危機管理の強化について申し上げます。安心安全の町づくりに向け、防災体制の整備に努めていく必要があります。新年度において、老朽化が進んでいる広域消防瑞穂出張所の改築を計画しております。また平成22年度に取り組みを強化した結果、各自治会において自主防災に対する組織化が活発になってきております。平成23年度、11名の防災士が誕生いたしました。今後引き続き防災士を養成することとし、各自治会に2名程度の資格取得者をめざしてまいります。今後、防災の啓発活動や災害時にご活躍いただけるものと期待しております。あわせて、自然災害等に的確に対応するため、また、あらゆ

るリスクについて啓発や研究を深めることを目的に、新年度において危機管理課を新たに設置することにいたしました。安心安全のまちづくりに職員一丸となり取り組んでまいります。次に、学校教育について申し上げます。年次計画により安心安全な教育環境を確保するために、今年度は宇都井線のスクールバスを更新することとしております。また、住民に光を注ぐ交付金による基金繰り入れ事業の最終年度になります。これは子どもの自立支援のための中学生を対象とした進路を考える学習機会の提供や、英語や数学などの学力向上対策、また教育支援センターたけのこ学級の支援員の配置によるきめこまかな体制の充実や、学校図書館読書活動推進のための図書コーディネーター設置をすることとしております。また笑顔キラキラ事業として低学年複式支援員、学習支援員、生活支援委員の配置や、学校図書館司書を配置することも含め、日本一の子育て村構想の実現の一助とするための教育予算案につきましても、ソフト予算配分を手厚くさせていただいております。次に、生涯学習について申し上げます。引き続き、生涯学習や地域づくりの拠点としての公民館の機能充実を図り、住民主体の学びと人づくり、住民自治の地域づくりの支援、人権、平和の町づくりに努めてまいりたいと考えております。また社会教育施設の耐震化につきましては、耐震診断で地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が高いことが判明した山村開発センター、いわゆる田所公民館につきましては、やむなく取り壊して平成24、25年度の2か年で、新たに現在地に建築することといたしました。また井原公民館体育館部分につきましては耐震補強工事を実施いたします。次に、久喜大林銀山につきましては、国庫補助事業により平成24年度から3か年かけて、製練所跡の地形測量、発掘調査、間歩の分布調査、鉱物等の化学分析調査、文献調査等に取り組んで行くこととし、平成24年度は製練所跡の地形測量、発掘調査、間歩の分布調査等を実施することといたしております。最後に、平成24年度当初予算案について申し上げます。まず、一般会計当初予算案についてでございます。歳入総額の約6割を占めておりますのが地方交付税でございます。そのうち、普通交付税は前年度当初予算比2.4%増の62億3千100万円を見込んでおります。また臨時財政対策債を前年度当初予算比16.4%減の3億600万円見込んでおります。以上の普通交付税と臨時財政対策債を合わせた、普通交付税関連歳入では、前年度当初予算比1.4%の増の65億3千700万円を計上しております。増加する要因としては、公債費の増に伴う、公債費分の基準財政需要額の増、また、これまで経済対策で算入されておりました費目であります、地方再生対策費や雇用対策、地域資源活用推進費が整理統合されて、新たに地域経済、雇用対策費という費目が作られ、人口密度等邑南町としては有利な係数が使われることとなったことによる基準財政需要額の増であります。特別交付税につきましては、前年度当初予算比10%増の5億5千万円を見込んでおります。増加の要因といたしましては、平成23年度から特別交付税を段階的に減額される予定であった措置が、東日本大震災のため3年間延、延期されたこと、また地域おこし協力隊に係る算入の増加を見込んでいることなどによるものでございます。その他の歳入では、町税や各交付金の減少や、経済対策の終了による県補助金の減少を見込んでおりますが、地方交付税の増加により、歳入全体では前年度に近い歳入を確保できる見込みでございます。とはいえ、合併による普通交付税の優遇措置は平成24年度を含め、あと3年しか受けることができませんので、今後も国の財政の動向を見ながら、慎重に対応していくことが必要と考えております。そして健全財政の維持には収支均衡と将来負担の軽減が重要となってきます。そのため起債発行につきましても、引き続き抑制を図り、前年度当初予算比6.0%減の13億4千760万円としております。この額から将来の償還に対して全額交付税措置される予定の臨時財政対策債、そして既に償還の実質町負担分を減債基金に積み立てております過疎ソフト事業に係る過疎債を除きます

と、8億5千560万円となり、起債発行の目安としております5億円を超過いたしますが、超過分につきましては、平成23年度一般会計補正予算第5号において、将来の償還に備え町の実質負担分を減債基金に積み立てることとしております。歳出面につきましては、国の経済対策がほぼ終了したなかで、引き続き財政需要が多く予算編成に苦慮いたしました。23年度からスタートさせております日本一の子育て村事業、定住対策、農商工連携事業あるいは農林業振興や安全安心のまちづくりに重点を置いて予算計上しております。また普通建設事業の主なものは、耐震診断結果に基づく田所の山村開発センター建設事業に約2億3千万円、口羽保育所改築事業に約1億8千万円、道路整備事業に約4億9千500万円、公営住宅建設改良工事に約2億1千700万円、林道整備及び造林事業に約5千900万円、井原公民館耐震補強工事約1千200万円、石見中学校の大規模改修工事2千万円などの予算を計上しております。こうした中で、平成24年度一般会計当初予算は115億9千500万円で、前年度当初予算と比較しますと、4千500万円、率にして0.4%の減となっております。以下、特別会計は国民健康保険事業特別会計が15億3千700万円で4.7%の増、国民健康保険直営診療所事業特別会計が9千590万円で1.7%の減、後期高齢者医療事業特別会計が3億5千900万円で0.1%の減、簡易水道事業特別会計が6億8千260万円で2.8%の増、下水道事業特別会計が10億1千700万円で0.3%の増、電気通信事業特別会計が4億390万円で15.6%の増となっております。一般会計、特別会計を合わせた全体では156億9千40万円となり、対前年度比0.6%の増額となっております。最後に職員定数及び人件費について申しあげます。職員定数につきましては、定員適正化計画などに基づき合併後全体数を減じてきておりますが、新年度に向けて事務事業などを精査し、現時点における必要な定数を見直し、職員定数条例を一部改正する議案を提案しております。また、ここ数年、財政事情を勘案して臨時的に特別職の給与について減額しておりましたが、このたび、その減額をもう一年継続させていただくことにいたしました。以上、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と、主要な施策について申しあげましたが、2期目最終年度を迎えるにあたり、今まで以上に町民との対話を大事にし、行政課題に的確に対処するべく、全精力を傾注してまいります。なにとぞ議員各位と町民の皆さまの率直なご意見とご指導を賜りますようお願い申し上げます。なお、本定例会に提案いたします議案は、条例案20件、補正予算案6件、当初予算案7件、その他の議案12件、合わせて45件としております。諸議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させることといたしております。なにとぞ慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●議長(松本正) 以上で町長施政方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 教育方針

●議長(松本正) 日程第4、教育方針。これより教育方針を行っていただきます。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(松本正) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 平成24年3月邑南町議会定例会の開会にあたり、教育委員会として、平成24年度邑南町教育行政の方針を申しあげ、皆さま方のご理解とご協力を賜りたいと思います。さて、今私たちが生きている社会は、食糧や資源、エネルギー問題、環境問題など多くの解決困難な問題に直面しています。日本社会、そしてこの邑南町にあってもこれらの問題から逃れることはできません。むしろ、これらの問題に加え少子高齢化など一層厳しい課題も同時に抱えているのが

私たちの現実です。こうした状況のもとで、教育行政が果たさなければならない役割は、これからの邑南町を担ってくれる人材を育てることであり、そのための様々な取組を支援していくことです。人材育成やその支援という教育課題には、これまでも取り組んできましたが、このたびその一層の充実、推進を図るため、この町に暮らすことを選び、支え、創造してくれる子どもたちを育てるためには骨子とした今後の邑南町教育のあり方についてを検討委員会に諮問し、早々に答申をいただくこととなっています。答申の趣意を十分に尊重しながらも、教育委員会として議論を深め、この6月までには邑南町教育の今後のあり方をまとめたいと考えます。その上で、平成24年度から取り組めるものはもちろんのこと、今後の教育行政の推進に反映させていきます。さて、私たちの邑南町の将来は、これから子どもたちの手に委ねられています。この子どもたち自らがこの地に暮らすことを選びとってくれるようにするためには、家庭、学校、地域とが一体となった取り組みが必要だと考えます。私たちのこのふるさとには、伝統文化や自然など多くの資源があります。地域の様々な大人との関わりをとおして、これらのものやことについて学ぶこと、体験すること、また地域の大人とともによりよい地域社会を創り出す活動を体験することにより、ふるさとへの愛着がやがてふるさとのためにとの思いが自然に育まれていくものだと考えます。こうしたふるさと学習は、これまでも取り組みを進めてきているものですが、このたびの教育のあり方検討委員会の協議の中でも指摘されていますように、内容の小中一貫性や地域の人の関わり方など見直しが必要となっています。また、なによりも学校と地域とがその役割や分担を明確にして取り組むなど協働して実施していくことが必要だと考え、効果的な取組となるよう一層の改善に努めます。また、子どもたちが地域の大人との関わりを深める中で気づいた地域の人たちの思いや地域の課題、また職業体験などをつなぎ将来の仕事の発見につないでいくような仕掛けづくりも大切であり、これまで実施してきました夢響き合い塾の実施にあたっては、関係する課や機関、地元企業等とも連携を深め、子どもたちの学ぶ目的になったり、学ぶ意欲につながっていくよう取り組みを進めていきます。このようなふるさと学習を進めると同時に、なりたい自分に担うだけの力をつけることが必要です。それは単に資格を習得するだけの学力づくりにとどまらず、仲間と協働して、身につけた知識を編成し直し、新しい知識を創り出し、直面する問題を解決するために活用することができるような能力の育成をめざさねばなりません。また、この地に必要な新たな仕事を創り出していくための幅広い視野、チャレンジ精神、人とつながっていく力、人と人をつなぐ力など多様な力が必要になってきます。こうした力を育んでいくためには、学級という子どもたちが暮らす現実社会を、自らより良いものに変えていくような学級づくりに取り組むなど、学校教育活動のあり方も一層の改革が求められているところです。これまで町内の全ての学校で進めてきています学び合いの授業は、これから子どもたちに求められる質の高い学力づくりと人とかかわる力の育成を、同時にめざす教育実践であると考え、取り組みの一層の充実を図っていきます。これまで述べてきました、ふるさと学習や学び合い学習の取り組みは共に人とつながる力を育むことにもつながっています。この力は、町民憲章にも明記されています協働の気持ちにつらなるものであり、これからの私たちの町を支えていくための大切な力だと考えます。その点からも取り組みの一層の充実を図っていきます。さて、邑南町は、日本一の子育て村をめざした取り組みを進めています。子どもは地域の宝という認識に立ち、家庭、学校、地域が一体となって取り組む教育環境や風土を創り出していくこと、また町独自の教師力向上支援や基礎学力定着支援を充実させることで、子どもたちに質の高い学力を育成することをめざすなど、日本一の子育て村に呼応した取り組みを進めていくことを基本方針とし、24年度の邑南町教育行政を進めていきます。先に述べました基本的な方針に基づき、学校教

育、社会教育が一体となった教育行政を進めていきます。まず、学校教育行政について述べます。子どもたちは、だれもが勉強が分かるようになりたい、家庭や友達とのことで悩んだり、心配したりしなくてもいいようになりたいそんな思いや願いをもっています。同時に保護者の皆さまも、子どもたちに、楽しい毎日の積み重ねの中でこれから生きていくために必要な力をきちんと身につけてほしいという願いを持っていると思います。町内11校の全ての学校が、こうした子どもたちや保護者の願いや思いに応えるため、子どもたちを元気づけ、やる気、やる気にさせるような人間、人間関係の絆と多彩な教育活動を組織できる学校づくりを教育行政として支援していきます。自分の存在を丸ごと認めてくれる仲間とのつながりの中で、夢を広げ、そしてその夢の実現のための力をつけるためには、人権感覚に秀で、確かな指導力を備えた教職員、そして学校の教育課題にチームとして取り組むことのできる組織力が必要です。そのために重点課題を絞り、教職員の研修講座を計画的に実施し、力量の向上に努めます。教育方針の中でも述べましたが、これから生きていく子どもたちに求められる学力は、自分一人で、また仲間とつながり、これまで身に付けた知識を練り直し、また新しい考えを創り出し、直面する問題を解決するために、その知識を活用できる能力であるといわれています。これまで、こうした学力を育むために、平成23年度からは元島根大学教授山下政俊氏を専任講師として配置し取り組んできました学び合い授業づくりを平成24年度もモデル指定校方式を継続しながら、一層推進していきます。また子どもたちが楽しく外国語活動に取り組んだり、一層の語学力をつけたりするための担当者研修会を小中高校の連携を図りながら取り組んでいきます。指導には、NHKテレビの語学番組にもかかわっておられます関西大学の田尻悟郎先生を予定しています。平成21年度から子どもたちの読書環境の充実を図るために全小中学校に、図書館司書を配置し、平成23年度からは、特に情報センター機能の充実を図ってきました。平成24年度は、新たな取り組みとして、邑南町調べる学習作品展を県内他市町にさしが、先駆け実施し、調べる学習推進の契機としていきます。町内の子どもたちの基礎学力の定着を図るために、地域の皆さんの協力を得ながらの花まるさんすう、数学教室の継続、漢字の成り立ちから学ぶカルタ大会、夏季休業中の英語セミナー、親子を対象にした低学年からの辞書活用講座、家庭学習ノート活用講座などを実施していきます。こうした事業を充実したものにするとともに、学校と教育委員会との連携を一層充実していくために、法律により義務化となっています指導主事の配置を行います。また町単事業で学校に学習支援員、生活支援員を14名、県職、県教職員1名を配置する子ども笑顔キラキラ事業、たけのこ学級への学習指導員配置の継続によりさまざまなニーズを持つ子どもたちへの支援をしていきます。次に、社会教育行政について述べます。住民の皆さま方の地域での様々な学びや活動は、ここで暮らす私たちの暮らしや地域を豊かでよりよいものにしていくことをめざすものです。そして、これらの活動に関わる私たち大人の前向きな姿勢が子どもたちのやがてふるさとへの志にもつながっていくものとの考えに立ち、様々な支援を行っていきます。このたびの東日本大震災を受け、私たちは、人と人のつながりがいかに大切なものなのかを再認識させられました。邑南町には、各地域に1館の公民館を設置し、職員の配置をしています。公民館は、よりよい暮らしや地域づくりに向け、課題の発見から解決への学びや活動など、住民の主体的な学びや学び合いをとおして、住民同士の交流や仲間づくりを支援する場であることを今一度再確認し、地域にとってなくてはならない施設となるよう一層努めていきます。そのために今年度から始めています、公民館活動推進協議会の皆さん方への研修を継続、充実させ、住民の主体的な活動が取り組まれるよう支援していきます。同様に地域の皆さん方のつながりの拠点であります自治会活動の一層の充実を支援するために夢づくりプラン事業を平成26年度まで延長し実施していくこ

とします。施設設備については、懸案となっていました邑南町山村開発センターについては平成24、25年度をかけ、建て替え工事をしていきます。利用者の皆さまにはご不便をおかけしますがご理解をいただきますようお願いいたします。また公民館単位でなく町全体として取り組んでいくべき、自主、自主防災、地域医療、家庭教育、食育などの課題については、関係各課とも連携し町民大学や研修会などの開催により学びの場を提供していきます。次に、文化財、文化財行政について述べます。これまでの文化財保護行政に加え、近年、注目を集めています久喜大林銀山遺跡は、大田市の大森銀山とともに天領として開発された歴史を持つ貴重な遺跡であることから、地元の協力を得ながら、平成24年度から3年間をかけて、遺跡の測量、坑道の分布調査、発掘調査を実施し、全容の把握に努めていきます。あわせて銀山遺跡等の関連する看板の設置を行います。次に、学校と社会教育が一体となって取り組むことについて述べます。その一つは、人権同和教育の推進です。人権の尊重は、町づくり、学校づくりの基本です。人権尊重の町宣言、非核平和の町宣言、邑南町同和問題啓発教育基本構想の理念に基づき、学校、地域が連携しながら取り組みを進めていきます。毎年実施しています歩こうヒロシマも今年で25周年を迎えます。多くの参加を得て実施していきます。二つ目は、ふるさと学習の推進です。学校が実施するふるさと学習と公民館の事業を組み合わせるなど、大人と、子どもと大人との活動や学びの場づくりを進めていきます。また、公民館同士の交流や月毎のウォーキング、ツーデーズウォークなどと地域のお宝紹介を組み合わせるなど、ふるさとを知る学びにつなげていく活動をとおしてふるさとまるごと博物館の実現にもつないでいきます。また転入教職員へのふるさと学習として、町内の巡回視察を平成24年度より新たに実施していきます。三つ目は、食育の推進です。平成19年3月に策定しました邑南町食育推進計画を検討委員会を設置し、周知から実践へ向けての、見直し、見直しを行っていています。今後は新たな推進計画に基づきあらゆる場での取り組みを進めていきます。四つ目は、読書活動の推進です。邑南町は、多くの読書ボランティアの皆さま方により、幼い子どもたちをはじめ小中学生への読み語りなどの活動が行われています。今年度は、その取り組みが認められ石見分館が文部科学大臣表彰を受賞しました。これらの活動を支援するための研修会や情報交換、交流の場づくりに進めていきます。また、町民の皆さま方の読書活動を支援していくためにケーブルテレビを、等を活用した本の紹介に取り組みます。以上平成24年度の教育行政について、その概要を述べました。今後とも議員の皆さま方をはじめ、町民の皆さま方のご理解、ご支援をいただきますようお願いいたします。

●議長(松本正) 以上で教育方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 行政報告

●議長(松本正) 日程第5、行政報告。これより町長に行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、12月議会定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。始めに、矢上高等学校の振興について申し上げます。矢上高等学校の平成24年度の入学志願者数は、定員120人に対し102人で、実質競争率0.85倍と聞いております。また実際の入学者については、23年度は104人、24年度も目標の100人を超える見込みであり、ひとまず喜んでおるところでございます。これも地域の皆さんのご

支援の賜物と感謝申しあげる次第でございます。次に、町営バス邑南川本線につきましては、石見交通バスの廃止に伴い、平成23年4月1日から運行を開始しております。ここ1年の利用者数は、延べ3万8千人となる見込みでございます。今後とも、利用促進を図りながら、邑南川本線を始め全ての町営バスの更なる利便性の向上に努めてまいります。次に、いこいの村しまね客室の窓サッシ改修工事について申し上げます。当初契約分の3階、4階の客室窓サッシの工事を1月中で終え、現在、変更契約分の追加工事を行っております。地下1階渡り廊下及び2階多目的室と倉庫の窓サッシ改修、3階、4階の室内と廊下の手摺り取替工事ですが、3月上旬には竣工する予定でございます。次に、耕すシェフの研修制度について申し上げます。総務省の地域おこし協力隊活用事業を利用した、耕すシェフの研修制度については、第2期生として1月31日を期限に全国募集を行ったところ3人から応募があり、現在選考中でございます。次に、魅力発信イベントについて申し上げます。1月21日から22日の2日間、15回目となる島根ふるさとフェアが広島県立総合体育館を主会場に開催され、本町からも各生産、加工団体の協力を得ながら、特産品の販売から町のPR、郷土芸能の披露などを行いました。両日の来場者は18万1千人との報告を受けており、本町のブースには行列ができるほどの盛況ぶりで、邑南町の魅力発信ができたと思っております。次に、邑南町雇用創造推進協議会が主催する、各種養成講座等について申し上げます。邑南町雇用創造推進協議会では、厚生労働省の委託事業による各種講座等を、1月上旬から3月下旬にかけて開催しております。耕す企業家育成塾を10講座、A級グルメ担い手養成塾を9講座、商品開発デザイン、デザイナー育成塾を5講座、A級グルメプロデューサー養成講座を3講座、メディアから見たA級グルメ座談会を1講座、また映画による地域の魅力発信講演会を1回、婚活セミナー及びパーティーを1回開催しております。いずれも全国で活躍中の講師陣で、今後の農や食に関する起業家の育成や産業の活性化をめざしております。次に、農林業振興について申し上げます。3月1日、農業活性化支援センター、水田農業推進協議会、農用地利活用推進協議会及び農地集積円滑化対策の、円滑化団体の四つの機能を統合した、新たな邑南町農業活性化支援センターを設立いたしました。これは戸別所得補償制度の創設を契機として、各機関の連携体制の構築、米の需給調整、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成確保等の活動を総合的に推進することを目的としたものでございます。次に、平成24年産米の需給調整の取りまとめ状況でございますが、一昨年島根県内の配分ルールが変更になり、本来邑南町の24年産米は昨年に比べ約30ha減少する予定でしたが、県内諸事情により、今年は昨年比15haの増加となり、千113haの作付が可能となりました。このため希望どおりの作付けが可能となりましたが、平成25年以降については減少する見込みであり、その対策を農林振興課に指示しております。また新年度からスタートする農地水保管理支払交付金につきましては、既に地域別代表者説明会及び地区別農家説明会を開催しており、多くの集落が取り組めるよう支援に努めております。次に、地産地消、林業振興についてでございますが、地産地消の重点推進項目、給食、木材、堆肥の一つ、木材利用については、邑南町産材利用促進協議会において、昨年11月1日より林地残材の搬出支援等について実証試験を実施しておりますが、1月末現在、団体4、個人4の出荷者登録があり、約60tが搬出されております。次に、邑南町森林整備計画につきましては、平成23年4月に国の森林法が一部改正されたことを受け、昨年4月から島根県の指導を受けながら関係者との協議を重ね、見直し作業を行ってまいりました。平成24年4月の公表に向け所定の手続きを進めております。次に、特別養護老人ホーム桃源の家の建て替えについて申し上げます。1月末竣工をめざして建て替え工事を進めてこられたところでありますが、2度にわたる工期変更により3月下旬に竣工の見込みとなり、4

月下旬には利用者の移動をされ、平成24年5月1日から民設民営で運営される予定でございます。新たな特別養護老人ホーム桃源の家は、100床全室ユニットケアとなり、入所者は個性とプライバシーが確保された生活空間のなかで質の高いサービスが提供されるとともに、交流スペースを中心に他の入所者や地域の方と相互交流が図られるものと考えております。次に、まめなか地域健康医療ネットワーク構築事業について申し上げます。昨年度から町民の健康づくりを推進するため、インターネットを利用したおおなん元気ネットを開設し、会員を募集し活用を推進しているところでございますが、3月でシステム開発と活用整備事業が終了いたします。今後も引き続き、おおなん元気ネットをより利用しやすいものにしていくとともに、多くの町民の皆さまが、健康づくりに活用していた、いただきますよう、周知していきたいと考えております。次に、公立邑智病院の運営状況についてご報告いたします。平成23年度当初は、泌尿器科常勤医師の退職による影響を受け患者数が減少しておりましたが、新たな医師を中心に、医局員のチームワークが高まってきた夏以降は患者数が増加しております。1月までの診療実績につきましては、1日平均外来、1日平均患者数が、外来211.6人、入院64.4人となり、去年同期と比べますと、外来が4.6人増、入院につきましては4.2人の増と、いずれも増加しております。次に、主な医療機器、施設整備の状況でございますが、平成12年3月に導入したマルチスライスCT装置ですが、島根県医療連携体制確保設備整備費補助金を活用し更新したところでございます。このCT装置は、少ない被爆線量で高精細な画像が撮影できる64列マルチスライスCT装置であり、邑智病院が担う急性期医療、救急医療、検診業務の質が向上すると期待しているところであります。また平成10年から使用しております人工透析機器の更新及び昭和58年の建築で老朽化が著しい医師住宅2棟の改修につきましては3月末に完了予定でございます。今後も、赴任される医師に快適な居住環境を提供できるよう、計画的に改修工事を行う予定であります。次に、ドクターヘリの利用状況でございますが、昨年6月の運行開始から半年間で、当院からの転院搬送に13回飛行し、県内総合病院の他、2回は広島市内の総合病院への転院搬送でございました。また救急現場付近への着陸が困難な場合には、邑智病院のヘリポートを中継場所として活用することにより、救急患者の救命率の向上に努めていただいております。上下水道事業について、次に、上下水道事業について申し上げます。まず、簡易水道事業でございますが、瑞穂東簡易水道円の板浄水場改修工事は、12月中旬に完成いたしました。日貫簡易水道基幹改良事業の配水管布設工事は1月末に、同事業の橋梁添架工事と日貫浄水場整備工事、瑞穂西簡易水道基幹改良事業の配水管布設工事、また統合簡易水道事業による日和簡易水道並びに矢上簡易水道の遠方監視制御設備設置工事、邑南町簡易水道施設管路診断業務、いづれにつきましても3月末に完了の予定でございます。次に、下水道事業でございますが、矢上地内の公共下水道舗装復旧工事は、10月末に完成いたしております。農業集落排水処理施設の遠方監視装置改造工事及び合併浄化槽設置工事は3月末に完成の予定でございます。次に、建設関係の事業について申し上げます。まず、県道改良事業でございますが、浜田作木線におきましては雪田工区の伏谷トンネルが間もなく完成する運びとなり、鳴滝工区も予定どおり順調に工事が進んでおります。一方、新規に事業着手となりました甲田作木線の日南川工区と田所国府線の市木工区におきましては、着工に向けての実施設設計並びに用地測量が完了したところでございます。また、県営林道事業の川本布施線の開設事業につきましては、邑南町側の事業が完了いたしました、いたします。次に、町道改良事業でございますが、大町原猪子山線と田代有安線の2路線が今年度で完了いたします。また亀谷中農道も完了いたします。次に、公営住宅の整備でございますが、居住環境の改善を目的としたストック改善事業を実施しました田所地区の十日市団地2棟24戸の整備が完

いたしました。次に、除雪事業でございますが、今シーズンは例年になく厳しい寒波が次々と襲来し、除雪経費が現計予算では対応できない状況となっておりますので、補正予算において増額をお願いしております。災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定について申しあげます。災害の発生に備えて災害による被害を軽減するため、また災害発生時に町民の皆さまに迅速かつ正確な情報を伝達する災害情報の放送を行うため、災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定を、島根県県央県土整備事務所、邑南町及び邑南町ケーブルテレビ放送センターの3者で結ぶため、来る3月7日に調印式を行う予定にしております。今後は、災害時の情報の提供及び伝達、また平常時の防災知識の普及啓発等、お互いに協力し合って行っていきたいと考えております。次に、邑南町特別支援連携協議会について申しあげます。発達障害者支援法に基づき、邑南町では特別な支援が必要な子どもとその家族に対し、関係機関が連携した総合的な相談支援体制として、特別支援相談ネットワークを構築し、その実効ある実現のための邑南町特別支援連携協議会を組織されておりますが、2月24日には、約50人の参加により総会が開催され、支援体制の連携強化について確認されております。次に、邑南町の教育のありかた検討委員会について申しあげます。昨年、5月来これまで9回の検討委員会が開催され、早々に教育委員会に対して答申が出される予定であると聞いております。今後につきましては、教育委員会として新年度に向け答申を受けて、邑南町の教育のあり方についての考え方が示されるようでございます。これまで検討委員会にご参加いただきました委員の皆さん、助言いただきました3名の専門家の皆さん、ファシリテーター花輪さんに謝意を申しあげる次第でございます。次に、学校関係の表彰について申しあげます。石見中学校は、図書貸出数及び学校図書館を活用した授業実践が模範的な取り組みとして評価され、島根県の平成23年度優れた教育活動表彰を受賞いたしました。また、しまね学校図書館活用コンクールにおいても優秀賞を受賞しております。日貫小学校は、学校を挙げての予防や啓発活動が評価され、社団法人日本学校歯科医会から全日本学校歯科保健優良校表彰と、島根県から学校歯科保健優良学校表彰を受賞いたしました。次に、学校給食用牛乳につきましては、邑南町教育委員会は、学校給食用牛乳供給の見積価格提供者に係わる意見聴衆会に対して、邑南町産の牛乳取引をしているグリコ乳業株式会社を選定されるよう意見具申をしてきましたが、1月27日の意見徴収会において、グリコ乳業株式会社が見積価格提出者として5者の内の1業者として選定されております。今後は、グリコ乳業株式会社の努力による契約の可能性への道が開けたことをご報告し、邑南町産の牛乳の供給を期待するものでございます。次に、生涯学習関係について申しあげます。本年度で3回目の開催となりますおおなんドリーム学びの集いを2月25日開催いたしました。今年度は夢づくりプラン推進事業、ふるさと教育、食育、地域力醸成プログラム等それぞれの取り組みや成果について発表し、これからの邑南町の町づくりや絆づくりについて、約100名の方が集い、活発な意見交換が行われたところでございます。3月10日にはふかめよう親子の絆をテーマに保育所、子育てサークル地域ボランティア団体等の協力を得て、わくわくフェスタを開催いたします。当日は多くの親子、保護者が参加される予定でございます。また2月2日に行われた第19回しまね景観賞公共建築物部門で、矢上交流センターが優秀賞を受賞、民間建築物部門では井原に所在します茅葺き屋根の服部秀人邸が受賞されました。また、2月16日に井原公民館が活動を評価され、島根県優良公民館表彰を受賞、田岡清高原公民館長が優良公民館職員表彰を受賞されましたのでご報告いたします。最後にテレビ番組の放送決定について申しあげます。元気館開会、元気館開館以来要望しておりました、NHKのど自慢の開催が決定いたしました。6月2日出場予選会、6月3日に公開生放送が開会、開催されます。この機会に邑南町の情報を全国に発信

しますとともに、多くの方々に参加していただきたいと思っております。また民放で放送されておりますバラエティ番組、もてもてナインティナインの参加自治体募集に応募しましたところ、2月下旬に決定の通知があり、邑南町としても全面的に協力する意向を示し、ただいまその撮影に向かって着々と準備が進んでおります。町内の男性を全国に紹介し、全国から女性が邑南町へ来てお見合いをするという趣旨の番組でございます。3月中旬に男性を放送する、紹介する放送がされ、4月中旬にお見合いイベントが実施される予定でございます。以上、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

- 議長(松本正)** 以上で町長の行政報告及び諸般の報告は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は11時15分とさせていただきます。

—— 午前11時 6 分 休憩 ——

—— 午前11時15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程第6 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(松本正)** 再開をいたします。日程第6、先議といたしまして、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第2号工事請負契約の変更締結、契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治)** はい、議長、番外。

- 議長(松本正)** 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治)** 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、平成22年度繰越きめ細かな交付金事業、旧日和小学校解体整備工事変更契約について、議決をお願いするものでございます。この工事につきましては、昨年11月の第7回議会臨時会において、工事請負契約の議決をいただいたものでございますが、工事内容の変更に伴い増額しようとするもので、現在、相手方と変更仮契約を締結しております。詳細につきましては、学校教育課長から説明させますので、よろしくお願いします。

- 細貝学校教育課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

- 議長(松本正)** 細貝学校教育課長。

- 細貝学校教育課長(細貝芳弘)** 議案第2号の詳細についてご説明を申し上げます。これにつきましては、旧日和小学校解体整備工事の内、体育館への進入路の土の搬入方法あるいは地元日和地域振興協議会との協議から周回道路の追加、追加と、これに関する舗装工事等につきまして工事費の変更が生じたためお願いするものでございます。増減それぞれ2項目づつ理由があるわけですが、この内減額部分につきましては、1つ目に産業廃棄物処理としまして計画していましたコンクリート殻を破壊しまして、路体工に活用することとしたこと。2つ目に遊具があったわけですが、これを町内の小学校に移設することとしておりましたですが、基礎部分等をひっくるめて老朽化が激しく、移設費が不用となりました。合わせて315万円の減額となりました。次に、増額部分についても2点あります。1つ目に、進入路の不足土を日和地域内で現在工事中でございますが、この工事残土や、あるいは校庭内の土を予定おったところでございますが、再度調査しました結果、これは、あのう、粘土質でございまして、非常に水はけも悪く道路工には適さないということが明らかとなりまして、購入土で対応することとしました。2つ目でございますが、地元との協議によりまして追加工事としまして、校庭内の周回道路やその舗装工事、また水道の敷設替等によりまして合

わせて、717万4千650円の増額となりました。この結果、差し引きしまして、404万5千650円を増額しまして、工事費総額5千329万650円としまして、2月20日に邑南町矢上5824番地4、株式会社溝辺組代表取締役社長溝辺毅氏と変更仮契約をしたところでございます。以上、工事の請負の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項及び邑南町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。ご審議のほどをよろしくお願いします。

- 議長(松本正) 以上で、提出者からの提案理由の説明は終わりました。これより議案第2号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、議案第2号の質疑を終わります。これより議案第2号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(松本正) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(松本正) 全員賛成。よって、議案第2号工事請負契約の変更契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案の上程、説明

- 議長(松本正) 日程第7、議案の上程、説明に入ります。議案第3号指定管理期間の変更について。議案第4号指定管理者の指定について。議案第5号指定管理者の指定について。議案第6号指定管理者の指定について。議案第7号指定管理者の指定について。議案第8号指定管理者の指定について。議案第9号邑南町課設置条例の一部改正について。議案第10号邑南町職員定数条例の一部改正について。議案第11号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。議案第12号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。議案第13号邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。議案第14号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第15号島根県後期高齢者医療広域連合に勤務する邑南町職員に支給する手当に関する条例の一部改正について。議案第16号邑南町税条例の一部改正について。議案第17号邑南町国民健康保険税条例の一部改正について。議案第18号邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。議案第19号邑南町公民館条例の一部改正について。議案第20号邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について。議案第21号邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正について。議案第22号邑南町町営住宅管理条例の一部改正について。議案第23号邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。議案第24号邑南町下水道条例の一部改正について。議案第25号邑南町農林業後継者育成奨学金、奨学基金条例の一部改正について。議案第26号邑南町立特別養護老人ホーム・老人短期入所施設条例の廃止について。議案第27号邑南町江の川下流域活性化事業推進基金条例の制定について。議案第28号邑南町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について。議案第29号邑智郡総合事務組合規約の変更について。

ついて。議案第30号邑南町地域保健福祉計画の一部変更について。議案第31号町道、町道路線の廃止について。議案第32号町道路線の変更について。議案第33号町道路線の認定について。議案第34号平成23年度邑南町一般会計補正予算第5号について。議案第35号平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について。議案第36号平成23年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について。議案第37号平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について。議案第38号平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第7号について、第4号について。議案第39号平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について。議案第40号平成24年度邑南町一般会計予算について。議案第41号平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第42号平成24年度邑南町国民健康保険直営診療所事業会計予算について、事業特別会計予算について。議案第43号平成24年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について。議案第44号平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計予算について。議案第45号平成24年度邑南町下水道事業特別会計予算について。議案第46号平成24年度邑南町電気通信事業特別会計予算について。以上、40、44議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第3号の提案理由をご説明申しあげます。これは桃源の家について指定管理者の指定の期間の変更をしようとするため、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、福祉課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(松本正) 三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) 議案第3号邑南町立特別養護老人ホーム、老人短期入所施設の指定管理期間の変更についてご説明をいたします。邑南町立特別養護老人ホーム、老人短期入所施設であります桃源の家は、これまで多年にわたり居宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者に施設サービスを提供してまいりましたが、施設の老朽化に伴い平成22年度から平成23年度にかけ社会福祉法人石見さくら会が、邑南町及び島根県の補助金を受け、建替工事を進められてきたところであります。工事は平成24年3月下旬に竣工し、4月下旬には利用者の移動をされ、5月1日から民設民営で運営をされる見込みになりました。このため社会福祉法人石見さくら会を指定管理者として平成16年4月1日から平成26年3月31日までとしておりました指定管理期間を、平成16年4月1日から平成24年4月30日までに変更するものであります。以上のとおり、邑南町立特別養護老人ホーム、老人短期入所施設の指定管理の期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第4号から議案第8号の提案理由をご説明申しあげます。議案第4号につきましては、指定管理者の指定でございますが、西ノ原集会所について指定管理者を西ノ原下常会に指定しようとするため、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第5号につきましては、上ヶ畑集会所の指定管理者を上ヶ畑常会に指定しようとするものでございます。次に、議案第6号につきましては、阿須那集会所の指定管理者を阿須那町連合常会に指定しようとするものでございます。次に、議案第7号につきましては、三日市集会所の指定管理者を出羽自治会に指定し

ようとするものでございます。次に、議案第8号につきましては、下亀谷集会所の指定管理者を亀谷自治会に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、生涯学習課長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(松本正) 森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 議案第4号指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。本議案は、邑南町下口羽3596番地に所在します西ノ原集会所の指定管理者を、同下口羽の西ノ原下常会に指定するものでございます。本集会所は昭和52年度に設置されて以来、社会教育施設として利用され今日に至っております。引き続き地域の学習等の拠点として活用を図っていくため、地元常会を指名により平成24年4月1日から平成34年3月31日の10年間指定管理者に指定するものでございます。次に、議案第5号についてご説明を申し上げます。本議案は邑南町上田3335番地7に所在します上ヶ畑集会所の指定管理者を同上田の上ヶ畑常会に指定するものでございます。本集会所は平成、昭和53年度に設置されて以来、社会教育施設として利用され今日に至っております。引き続き地域の学習等の拠点として活用を図っていくために地元常会を指名により平成24年4月1日から平成34年3月31日の10年間指定管理者に指定するものでございます。続きまして、議案第6号についてご説明を申し上げます。本議案は邑南町阿須那6番地6に所在します阿須那集会所の指定管理者を同阿須那の阿須那町連合常会に指定するものでございます。集会所は昭和53年度に設置されて以来、社会、社会教育施設として利用されてきております。引き続き地域の学習等の拠点として活用を図っていくため、地元連合常会を指名により平成24年4月1日から平成34年3月31日の10年間指定管理者に指定するものでございます。次に、議案第7号についてご説明を申し上げます。本議案は邑南町三日市276番地に所在します三日市集会所の指定管理者を同山田47番地の1の出羽自治会に指定するものでございます。本集会所は昭和52年度に設置されて以来、社会教育施設として利用され今日に至っております。引き続き地域の学習等の拠点として活用を図っていくため、地元自治会を指名により平成24年4月1日から平成34年3月31日の10年間指定管理者に指定するものでございます。次に、議案第8号についてご説明を申し上げます。本議案は邑南町下亀谷875番地23に所在します下亀谷集会所の指定管理者を同所の亀谷自治会に指定するものでございます。本集会所は昭和53年度に設置されて以来、社会教育施設として利用されて今日に至っております。引き続き地域の学習等の拠点として利用、活用を図っていくために、地元自治会の指名により平成24年4月1日より平成34年3月31日の10年間指定管理者に指定するものでございます。以上5集会所の指定管理者を指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第9号から議案第25号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第9号につきましては、邑南町課設置条例の一部改正についてでございます。これは地方自治法第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌するため、課の設置について規定している条項、条例でございますが、消防防災及び危機管理に関する事務等について、新年度からさらに推進していくため条例の一部を改正するものでございます。次に、議案第10号の提案理由をご説明申し上げます。邑南町職員定数条例の一部改正についてでございます。これは職員の

定数を定めた条例ですが、職員数を減じるため一部を改正しようとするものでございます。次に、議案第11号の提案理由をご説明申しあげます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、学校医、学校歯科医の報酬の引き上げをしようとするものでございます。次に、議案第12号及び議案第13号の提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第12号ですが、邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。これは町長、副町長の報酬を、平成24年度においても引き続き、町長の給料月額を10%、副町長の給料月額を7.5%減額しようとするものでございます。議案第13号につきましては、邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございますが、平成24年度も引き続き、教育長の給料月額を5%減額しようとするものでございます。次に、議案第14号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。これは、1か月の時間外勤務時間が45時間を超え60時間までの場合の手当の支給率を改正するものでございます。次に議案第15号の提案理由をご説明申しあげます。島根県後期高齢者医療広域連合に勤務する邑南町職員に支給する手当に関する条例の一部改正についてでございます。これは平成24年度において新たに島根県に職員を派遣するため、所要の改正を行うものでございます。次に議案第16号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町税条例の一部を改正するものでございますが、これは地方税法の改正に伴う税率等の改正でございます。続いて、議案第17号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町国民保険、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。これは国民健康保険税の税率を改定させていただくよう提案するものでございます。次に、議案第18号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、ごみ処理袋を町が直営販売するために所要の改正を行うものでございます。次に、議案第19号の提案理由をご説明申しあげます。これは邑南町公民館条例の一部を改正しようとするものでございますが、これは公民館運営審議会委員の委嘱にあたり満たすべき基準を規定しようとするものでございます。次に、議案第20号の提案理由をご説明申しあげます。これは邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございますが、市町村民税非課、市町村民税世帯非課税者及び20歳未満の福祉医療対象者に対する、激変緩和措置の期間を延長しようとするものでございます。次に、議案第21号の提案理由をご説明申しあげます。これは邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部を改正しようとするものでございますが、これは事業名の変更に伴い所要の改正をしようとするものでございます。次に、議案第22号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町町営住宅管理条例の一部改正でございますが、これは町営住宅の入居者資格のうち同居親族要件を規定しようとするものでございます。続いて、議案第23号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、日貫簡易水道の変更認可に伴い、日貫簡易水道の計画給水人口と計画一日最大給水量の改正を行うものでございます。次に、議案第24号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町下水道条例の一部改正についてでございますが、これは下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。次に、議案第25号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは奨学金支給の対象となる学校に農業大学校を追加しようとするものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきます。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 議案第9号 邑南町課設置条例の一部改正についてでございます。1枚、2枚捲っていただきまして、新旧対照表でございます。まず総務課の次に危機管理課を新設でございます。その裏でございますが、括弧5、交通安全、防犯に関することを、の中から防犯を除きます。続きまして、次のページでございますが、無線、すいません10、括弧19、20について危機管理に関する、防災、消防防災に関する。これを除きます。で、括弧19、左側の改正後ですけれども、実際の無線放送に関することは総務課の方にとということでございます。で、下の方に行きまして中どころに危機管理課、これが括弧1、危機管理に関する。以下、次のページ、18項目にわたるものの新設という改正でございます。議案第10号 石見町、邑南町職員定数条例の一部改正について。これも2枚捲っていただきまして、新旧対照表でございますが、町長の事務部局の職員数を212人から193人、19人の減員。それから教育委員会の事務部局の職員を34名から35名に1名増員。合計して18名の減員となります。実際には職員、一般職は233人ですが、内、専従へ行っておりますのは1人、それから県の派遣が1人。これはそれぞれ法律に基づきまして定数から除きますので231名となります。これに教育長を足して232名となるということでございます。続きまして、議案第11号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。これも新旧対象表の方がよろしいでしょうか。学校医の報酬を5万6千600円を6万700円に、そして一人か、増えるごとに160円を200円に、それから新入時健康診査を新入時健康診断と読み替えるということでございます。学校医、学校歯科医ともでございます。同様に5万6千600円を6万700円、160円を200円、新入時健康診査を新入時健康診断ということでございます。それから議案第12号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。これも新旧対象表の方をご覧くださいと、平成24年3月31日までとありましたのを、期限を平成25年3月31日に改めるものでございます。続きまして、平成、議案第13号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございます。これも2枚捲っていただきまして、新旧対照表でございますが、平成24年3月31日、1日までの期限を平成25年3月31日まで延長するという改正でございます。それから議案第14号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これは、これも新旧対照表の方でございますけれども、これまで60時間までの率が100分の125でございまして、60時間を超えますと100分の150ということでございましたが、45時間を超えて60時間までの間について100分の135というのを新たに設置すると、そういう条例の改正でございます。議案第15号 島根県後期高齢者医療広域連合に勤務する邑南町職員に支給する手当に関する条例の一部改正について。これも2枚捲っていただきまして新旧対照表でございますが、これまで平成19年から20年にかけて島根県の後期高齢者医療広域連合に職員を2年間派遣しております。その際に現行にあります、別表にあります手当の額を決めております。今回、新たに島根県に職員を派遣しますので、そのために左の下の方でございますが、赴任地が松江市の場合と赴任地が浜田市の場合。これを新しく設置するという条例改正でございます。金額の元になっておりますのは全て、あのう、国家公務員の法で載っております、国家公務員の旅費に関する法律によって金額は決めております。以上でございます。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(松本正) 三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 議案第16号 邑南町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたし

ます。今回の改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため 地方税法が改正されまして、それに伴う町税条例の改正でございます。それでは新旧対照表に基づいてご説明いたしますのでご覧いただきたいと思います。まず、固定資産税の納税義務者を定めた第54条第7項の改正でございます。この条文中に引用しております地方税法施行規則第10条の2の11、ここでは家屋の附帯設備の定義をうたっておりますが、このたび第10条の2の10に繰り上げ改正されましたので、その条数を訂正いたします。次に、たばこ税の税率を定めた第95条の改正です。たばこ税の税率を、現行の千本あたり4千618円から5千262円に、644円引き上げます。これは県税の一部を町に税源移譲する措置でございます。よって、県たばこ税は同額の引き下げとなります。たばこの市販が、市販価格が値上げとなるものではございません。続いて、以下は附則の改正でございます。2ページ、町民税の分離課税所得割の特例を定めました第9条の改正です。退職金に係る退職所得割は、平成19年より特例で10%減額されてきましたが、このたびこの特例が廃止され、よって削除とする改正でございます。次に、新築住宅に対する固定資産税減額の申告を定めた第10条の2第4項の改正です。この条文中に引用しております高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項、ここでは該当する住宅に対する県の登録義務をうたっておりますが、このたび第8条第1項に繰り下げ改正されましたので、その条項数を訂正するものでございます。次に、3ページ、たばこ税の税率の特例を定めた第16条の2の改正です。わかば、エコーなどたばこ級、3級品の税率について、現行の千本あたり2千190円を2千495円に、305円引き上げます。これは第95条の改正と同様で、県税の一部を町に税源移譲する措置でございます、県たばこ税は同額の引き下げとなります。次に、3ページから4ページまで、東日本大震災に係る雑損控除の特例を定めた第22条の改正です。第1項中2行目の特例損失金額、その金額に、その後発生する、被災後発生する災害関連支出、例えばがれきの撤去費用などがございますが、これを含めることを明文化し、損失対象金額と称する規定を追加いたしました。そして、第1項後半の語句の改正により 平成23年や、平成24年以降に生じた当損失対象額は平成22年に生じたものとして扱うことを改めて記載いたしました。第2項は第1項の改正条文に含まれますのでこの項を削除いたします。二つの項を統合し条文の表現を整理変更する改正でございます。続いて、同条第3項は、親族が所有する大震災損失額に関する規定であります、今回改正します。第1項と同様な扱いとなりますので、該当する語句を訂正し、第4項を削除するものでございます。なお、現行の第2項と第4項が削除されたため、現行第3項を第2項とし、現行第5項を第3項といたします。次に、5ページ、個人町民税の税率の特例を第24条として新たに新設いたします。内容は、平成26年度から平成35年度までに限り、均等割の税率を500円加算した金額、3千500円といたします。これは、東日本大震災からの復興に関し、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災施策に必要な財源を確保するための改正措置でございます。続きまして、本改正文の附則の条文についてご説明いたします。新旧対照表ではなくて改正文の2ページ目をご覧ください。附則第1条において、施行期日を定めております。この新条例は公布の日から施行しますが、次の2点については別に施行日を定めます。退職所得割の特例条文の削除、これは平成25年から、たばこ税の税率改正につきましては、平成25年4月1日から実施いたします。そして附則第2条、第3条におきましては、その改正の施行日以前に係るものは従前の例によると規定しております。以上、改正の内容をご説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定にもとに、規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

●議長(松本正) 議案の説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせていただきます。再開は午

後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時56分 休憩 ——

—— 午後 1 時15分 再開 ——

●議長(松本正) 再開をいたします。引き続きお願いいたします。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第17号呂南町国民健康保険税条例の一部の改正についてご説明申しあげます。平成24年度の国民健康保険事業の予算に関しまして、医療費推計等により予算を見積もり、見積もりを行い、現行税率での保険税を試算しましたところ、歳入歳出に多額の収支不足が生じました。これまで、このような収支不足につきましては、基金の取り崩しで対応してまいりましたが、収、収支不足額が膨らみ続ける中、基金を継続的に運用しながら国保財政を維持、維持していくため、平成21年度からは一般会計からの財政支援を行うとともに、国保税につきましても、被保険者の方々に大きなご負担をお願いすることから、苦渋の判断ではございましたが、平成21年度、22年度の2年間にわたり大幅な増額改定を行わさせていただきました。このたびの収支不足につきましては、できる限り国保税の大幅、大幅改定を避けるため、一般会計から2千万円繰り入れていただくとともに、基金の取り崩しを行わさせていただくことになっておりますが、国保税につきましてもある程度の負担増をお願いすることにより対応させていた、いただきたいと考えております。この国保税の負担増でございますが、医療分と後期高齢者支援金分を合わせまして、被保険者一人当たり調定額を12.57%、現状の世帯で税率改定を行った場合での試算で10%、10%前後の負担増をお願いすることとなります。このたびの条例改正はこの負担増をお願いする税率の改定でございます。それでは、その税率改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。まず医療費分でございますが、第3条で所得割について100分の6.99を100分の7.49に、第5条で均等割について1万7千700円を2万300円に、第5条の2の平等割について1ページお開きいただき、1万2千100円を1万3千500円に、特定世帯については6千500円を6千750円に、次に後期高齢者支援金分でございますが、第6条の所得割について100分の2.60を100分の3.14に、第7条の3で平等割について5千600円を5千700円に、特定世帯については2千800円を2千850円に、次に介護納付金分でございますが、第8条で所得割について100分の1.51を100分の1.87に、第9条の2で均等割について6千700円を7千200円に、続きまして、減額についてでございますが、第23条がそれにあたります。まず第1号が7割軽減でございますが、医療費分につきましては、アの均等割について1万2千390円を1万4千210円に、イの平等割について8千470円を9千450円に、特定世帯については4千235円を4千725円に、後期高齢者支援金分につきましては1ページお開きいただき、エの平等割について3千920円を3千990円に、特定世帯については千960円を千995円に、介護納付金分につきましては、オの均等割について4千690円を5千400円に続いて、第2号が5割軽減でございます。まず医療費分につきましては、アの均等割について8千850円を1万1千500円に、イの平等割について6千500円を6千750円に、特定世帯については3千250円を3千375円に、後期高齢者支援金分につきましては、エの平等割について2千800円を2千850円に、特定世帯については千400円を千425円に、介護納付金分につきましては、オの均等割について3千350円を3千600円に続いて、第3号が2割軽減でございます。まず医療

費分につきましては、アの均等割について3千540円を4千600円に、イの平等割について1ページお開きいただき、2千420円を2千700円に、特定世帯については千210円を千350円に、後期高齢者支援金分につきましては、エの平等割について千120円を千140円に、特定世帯については560円を570円に、介護納付金分につきましては、オの均等割について千340円を千440円に、それぞれ改正しようとするものでございます。施行期日を公布の日、適用区分として平成24年度分からの適用とし、平成23年度分までにつきましては、従前の例としておりますのでよろしくお願いをいたします。以上が、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてのご説明でございます。次に、議案第18号邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申しあげます。このたびの邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正は、一般廃棄物の処分のうち、収集の方法による処分、いわゆる指定ごみ袋等で収集処分をする場合の処分手数料につきまして、これまで邑智郡総合事務組合で条例に基づき徴収しておりましたが、平成24年度より各町で徴収することになりましたので、その処分手数料を条例化するものでございます。改正の内容でございますが、1ページを捲っていただいた改正文でご説明いたします。改正前の本条例の第8条は、一般廃棄物の処理及び運搬手数料に関する条文でございますが、第1項には一般廃棄物の処理手数料は、邑智郡総合事務、事務組合が定めるところによるとありまして、収集による処分と直接搬入による処分、これら一般廃棄物の処分手数料につきまして、邑智郡総合事務、事務組合の定めに委ねる条文がございます。第2項には特定家庭、家庭用機器再商品化、商品化法に規定する一般廃棄物の運搬手数料の条文がございます。また別表第1としてこの一般廃棄物の運搬手数料の一覧表がございます。この第8条関係の構成を、一般廃棄物の処、処分手数料、一般廃棄、廃棄物の運搬手数料の順番とすることとし、そのため、今回、一般廃棄物の廃棄物手数料に関する部分の前に、収集による処分手数料を追加するようにしております。それでは改正文でございますが、まず、第8条第2項中の別表第1の別表第2への改正ですが、一般廃棄物の運搬手数料の一覧表の別表番号を変更するものでございます。続きが、一般廃棄物の運搬手数料の項をずらし、今回の処分手数料の条文を第2項として入れるためのものでございます。その第2項の内容でございますが、邑智郡総合事務組合が行う一般廃棄物の処分のうち、収集の方法による処分に限って、別表第1に定める指定ごみ袋等によって処分が受けられること、同表に定める処分手数料を町に納付すること、あわせて基本的に処分手数料の還付は行なわ、行わないこととしております。次の、第11条を第12条とし、第10条の次に1条を加える改正でございますが、これまで手数料の納付方法の条文がございませんでしたので、今回新たに第11条として手数料の納付方法を規定することといたしました。内容としましては、第8条第2項が先ほどの一般廃棄物の処分手数料、同条第3項が運搬手数料、第9条が一般廃棄物処理業等許可申請手数料でございますが、町長が発行する納入通知書により納付し、納付しなければならないとし、納付方法を明記いたしました。次が別表の改正でございますが、まず、運搬手数料一覧表であります別表第1に第8条関係との記載がございましたので、第8条第3項関係に表示を改め、この別表を別表第2としております。次に、新しく別、別表第1を一般廃棄物の処理手数料として追加しております。内容につきましては、邑智郡総合事務組合と同様でございますが、郡内統一としております。次が、この条文の施行日として、平成24年4月1日から施行することとしております。また詳しい取り扱いにつきましては、別に取扱要綱を定めることとしております。なお、この改正、条例改正案に基づき、一般会計当初予算に関係いたします予算を計上し、本定例会に提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。以上が、以上が、邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の説明でございます。

以上2議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるもので、求め、求めるものでございます。

●**森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 番外。

●**議長(松本正)** 森岡生涯学習課長。

●**森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 議案第、議案第19号邑南町公民館条例の一部改正についてご説明を申しあげます。社会教育法第30条第1項に公民館運営審議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から市町村の教育委員会が委嘱すると、委員の委嘱の基準が明記されておりましたが、同法の一部改正により委嘱の基準が削除されましたので、このたび邑南町公民館条例第6条第2項に同法で削除された基準を加えるものでございます。新旧対象表をご覧くださいませ。現行、公民館条例第6条第2項は審議会の委員は法第30条第1項に規定する者のうちといたしておりますが、その部分を削除し、改正後は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中からのとするものでございます。したがって現行第6条第4項の法第30条第1項を改正後は第2項とするものでございます。以上、公民館条例の一部を改正するについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**三上福祉課長(三上洋司)** 番外。

●**議長(松本正)** 三上福祉課長。

●**三上福祉課長(三上洋司)** 議案第20号邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。福祉医療、福祉医療費助成制度は重度心身障害者や一人親家庭に対して医療費の自己負担分の一部を助成し、医療費の軽減を図るものでありますが、平成17年10月に制度が改正され助成額が引き下げられました。邑南町では市町村民税世帯非課税者及び20歳未満の福祉対象者に対し、激減緩和策とし町単独で3年間助成を行い、さらに経済状況の改善が見込めないことから3年間延長を行ったところであります。しかし、依然として経済、雇用情勢の改善は見込めない状況であるため、引き続き1年間の制度延長を行い支援をしようとするものであります。新旧対照表をご覧ください。附則3項中の平成20年10月1日から平成24年9月30日を平成20年10月1日から平成25年9月30日に改正をしようとするものであります。以上のとおり邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。議案第21号邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部を改正についてご説明をいたします。これまで65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となる恐れがある2次予防事業対象高齢者に対して、邑南町通所型介護予防事業として運動器に着目した運動型ディサービス事業を展開してきたところでありますが、平成21年度から3年間、国のモデル事業で取り組みました介護予防実態調査分析支援事業において改善が確認できました口腔指導による機能向上並びに栄養指導を運動機能に加えた、総合型ディサービス事業に変更し、2次予防事業対象高齢者の生活機能全般の改善、向上に取り組むものであります。新旧対照表をご覧ください。第2条支援事業の種類の括弧4、邑南町通所型介護予防事業括弧運動型ディサービスを、同じく総合型ディサービスに変更し、別表の費用徴収額につきましては運動型ディサービス、ディサービスの利用1回あたり300円を、事業がこれまでの半日から1日になり食事も提供することから利用1回あたり600円に改正をしようとするものであります。以上のとおり邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。以

上です。

●**田中建設課長(田中節也)** 番外。

●**議長(松本正)** 田中建設課長。

●**田中建設課長(田中節也)** 議案第22号邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。このたびの改正は、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、公営住宅法の一部が改正されたことに伴うものでございます。議案書についております新旧対照表をご覧くださいと思います。現行条例では、入居者の資格を定めております第6条第1項において、括弧書きの部分でございしますが、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者等の除外規定の適用を受ける者以外の者の入居資格につきましては、同項第1号におきまして同居親族があるということを要件としております。まあ、ただし、本町の場合は、公営住宅法の附則の第15項に定めてあります、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域内の公営住宅の入居者は、単身者であっても同居親族があるというみなす規定によりまして、同居親族の有無を問わず入居していただいております。このたびの公営住宅の改正によりまして、同居親族要件が廃止になったことに伴い、条例において入居資格の規定を整備する必要が生じたので、第6条第1項において、同居要件の適用除外を規定した部分を削除しまして、同項第1号で、現に同居し、又は同居しようとする者がある場合に限って同居要件を規定することによりまして、同居親族の有無を問わず入居できる規定に改正するものでございます。また第6条で削除となる同居要件の適用除外を老人等と定義している部分につきまして、第7条第2項におきましても同様に削除するよう改正するものでございます。なお、この改正後の条例は、平成24年4月1日から施行としております。以上、邑南町町営住宅管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。よろしく申し上げます。

●**上田水道課長(上田英至)** 番外。

●**議長(松本正)** 上田水道課長。

●**上田水道課長(上田英至)** 議案第23号邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。改正点につきましては新旧対照表でご説明いたします。別表最下段の日貫簡易水道において、現行の計画給水人口、430人を210人に改正し、現行の計画1日最大給水量81.6m³を88m³に改正するものでございます。本改正は日貫簡易水道の水源地を表流水から深層井戸に変えたことによる変更認可申請に伴う給水人口と給水量の改正です。同簡水は昭和48年に設置され、当時の計画給水人口は430人でしたが、平成23年7月の変更認可では210人となりました。1人あたり計画1日最大給水量の基準は、昭和48年当時の190リットルでしたが、現在は419リットルに増量されていますので、計画給水人口は減少するものの、計画1日最大給水量は微増となっています。以上でございます。続きまして、議案第24号邑南町下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。改正点につきましては新旧対照表でご説明いたします。別表中の括弧24括弧閉じ、1・1ージクロロエチレン1リットルにつき0.2ミリグラムを、ミリグラム以下を1ミリグラム以下に改正するものでございます。本改正は平成23年10月28日付けの水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令により、排水基準を定める省令に規定する公共用水域に排水する基準が緩和されたことによるものです。本剤は、主に塩化ビニル樹脂、フィルム洗浄剤として使用されています。高濃度の本剤を吸引すると、けいれんやこん睡等が発生しますが、本町においては過去検出履歴はございません。以上

でございます。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** 坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 議案第25号 邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正についてご説明をいたします。これは農林業の従事に必要な知識を習得するため大学等に在学する方に対する奨学金を貸与する事業でございます。一部の農業大学校あるいは農林大学校において、学校教育法に該当しない施設があることが判明いたしました。これに対応するために一部を改正しようとするものでございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。左側改正後案であります、第6条第2号2行目の法第124条に定める専修学校の次に、又は農業改良助長法第7条に規定する農業者研修教育施設を加えるものでございます。さらに別表の中、上段であります、短期大学、専修学校に、の次に、及び農業者研修教育施設を加えるものでございます。この条例は平成24年4月1日から施行を予定をいたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第26号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町立特別養護老人ホーム、老人短期入所施設条例の廃止についてでございますが、これは桃源の家が民設民営になることに伴い、設置条例の廃止をしようとするものでございます。詳細につきましては、福祉課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●**三上福祉課長(三上洋司)** 番外。

●**議長(松本正)** 三上福祉課長。

●**三上福祉課長(三上洋司)** 議案第26、26号 邑南町、邑南町立特別養護老人ホーム、老人短期入所施設条例を廃止する条例についてご説明をいたします。邑南町立特別養護老人ホーム、老人短期入所施設であります桃源の家は、これまで多年にわたり居宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者に施設サービスを提供してまいりましたが、施設の老朽化に伴い平成22年度から平成23年度にかけて社会福祉法人石見さくら会が、邑南町及び島根県の補助金を受けて建替工事を進められておられます。工事は平成24年3月下旬に竣工し、4月下旬には利用、利用者の移動をされ、5月1日から民設民営で運営をされる見込みになりましたので、邑南町立特別養護老人ホーム、老人短期入所施設条例を廃止を提案するものであります。この条例は施、施行期、附則の施行期日として、この条例は平成24年5月1日から施行するものとしております。以上のとおり条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第27号及び議案第28号の提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第27号の邑南町江の川下流域活性化事業推進基金条例の制定についてでございますが、この条例は、財団法人江の川開発公社の解散に伴い、邑南町が寄付金として受ける残余財産を基金として積立てようとするものでございます。次に、議案第28号の邑南町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてでございますが、これは鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置しようとするものでございます。詳

細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

●**原定住促進課長(原修)** 番外。

●**議長(松本正)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 議案第27号 邑南町江の川下流域活性化事業推進基金条例の制定についてご説明申しあげます。これは平成24年3月31日をもって江の川開発公社が解散し、翌4月1日より、これはまだ仮称ではございますが、江の川下流域活性化協議会として事業を継承することになっており、解散時に寄付金として受けとる財産を、この協議会への負担金として備えるため、設置する基金について定めるものでございます。条例の方ご覧いただきますと、第1条には江の川下流域の活性化を図る事業推進の財源に充てるため基金を設置すると規定しており、第2条では積み立てる額は当該年度の予算に定めた額としております。第3条から第5条は基金の管理、運用益金の処理、基金の処分について規定しており、第6条では委任規定について定めております。以上議案第27条についてご説明申しあげましたが、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** 坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 議案第28号 邑南町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例案についてご説明いたします。これまで国の鳥獣被害対策では市町村の防止計画に基づきまして、鳥獣被害対策協議会へ、その活動の支援が行われておりました。平成24年度から国の対策替えから、被害対策の実効性を高めるという観点から、まあ、いわゆる鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊に対して重点的な支援が行われるということになったところであります。そこで本町におきましても非常勤の実施隊員の報酬あるいは補償措置というふうなことを定めようとするものでございます。条例本文をご覧ください。第1条、趣旨でございまして、先ほど申しあげましたように実施隊の設置あるいは職務、定数その他について定めるものとしております。第3条は職務でございまして実施隊員は町長の指示により、鳥獣の捕獲あるいは防護柵の設置その他被害防止施策を適切に実施することとしております。第4条は定数でございまして、実施隊員の定数は50人以内としたところでございます。第6条は任期でございまして、これは任命を受けた日からその日の属する年度の末日までといたしております。第8条は報酬でございしますが、実施隊員には報酬として年額4千100円を支給することといたしております。それから第9条は手当でございします。これは別表に定めてございしますが、一番最後をご覧いただきたいと思いますが、ご覧のような、あのう、五つの作業に区分をしておりまして、それぞれごとに手当の額を決めたところでございます。それから第10条は公務災害についてであります。実施隊員が公務により死亡あるいは負傷したときは、その損害を補償いたします。2項につきましてはその補償の額及び支給方法について、これは邑南町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき行うことといたしております。この条例の制定により鳥獣被害対策に必要な財源を確保するとともに各種の優遇措置を受けたいというふうに考えております。施行は24年4月1日を予定しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●**石橋町長(石橋良治)** はい、議長、番外。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第29号の提案理由をご説明申しあげます。邑智郡総合事務組合規約の

変更についてでございますが、これは邑智郡総合事務組合において共同処理しております電算業務に関して、新たに事務を加えることが必要になったこと及び規約中の名称を変更する必要性が生じたため、組合規約を変更しようとするものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明させ、させていただきますのでよろしくお願いします。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(松本正)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 議案第29号邑智郡総合事務組合規約の変更についてご説明申しあげます。このたび新たに学齢簿、就学援助業務の共同電算処理をする事務を加えることが必要となりました。そして別表中の名称の変更が生じたのでご説明申しあげます。新旧対照表をご覧ください。改正後の括弧3でございますけれども学齢簿、それから就学援助という事務が二つ加わりました。そして次のページでございますが、別表でございます。邑北ごみ処理場、元運営費でございます。邑南ごみ処理場運営費。実はこれは吾郷と金沢にございますけれども、現在は運営はしておりません。したがって名称を邑北ごみ処理場跡地管理費、邑南ごみ処理場跡地管理費というふうに変更するものでございます。この規約は平成24年4月1日から施行予定でございます。地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決と、議決を求めるものでございます。以上でございます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第30号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてでございますが、これは上位の法定計画の見直しにより、既存計画を見直し、それを変更しようとするものでございます。詳細につきましては、福祉課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

●**三上福祉課長(三上洋司)** 番外。

●**議長(松本正)** 三上福祉課長。

●**三上福祉課長(三上洋司)** 議案第30号の邑南町地域保健福祉計画の一部変更についてご説明を申しあげます。邑南町地域保健福祉計画は地域福祉計画、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、次世代育成支援行動計画、健康増進計画の総合計画として平成18年度に策定しております。このたび邑南町地域保健福祉計画総論の部分において地方自治法改正に伴う文言の修正と法定計画による見直しのありました介護保険事業計画、障害福祉計画、この変更を行うものであります。それでは別冊資料によりまして主な改正、変更点について説明いたします。福祉課別冊資料の新旧対照表をご覧いただきたいというふうに思います。2ページの総論の新旧対照表でございます。改正前の107条のところへ地方自治法第2条第2項、第4項の基本構想に即しとありますが、これは地方自治法が改正され削除されたために、その部分を削除するものであります。それから3ページでは先ほど申しあげました介護保険事業計画、それから障害福祉計画の第5期あるいは第3期の部分を記入をしたものでございます。以上が総論部分でございます。それでは介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の新旧対照表を、新旧、変更点について説明いたします。この変更理由につきましては第4期計画から第3年経過したため24年から第5期計画となりますけれども、その3年間の時間的経過による文言修正及び年度毎の集計値の変更が主なものでございます。8ページをご覧いただきたいというふうに思います。8ページの、これ、あのう、本計画のページ、61ページの地域でいつまでも暮らせる環境づくり、介護サービスの基盤整備というところの現状と課題部分でございますが、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的

にスタートした介護保険制度は、平成24、4年度には13年目を迎えるということと、それから総人口は減少する中で前期高齢者率は減少し、後期の高齢者率は増加しているということ。それから団塊の世代が高齢期を迎える時期となり、前期高齢者は増加し、後期高齢者では、要介護状態になるリスクが高まる80歳代の高齢者が増える傾向が続くと記入をしております。さらに一番その欄の下でございますけども、認定者数の動向を見、見ますと、介護認定率は増加傾向にあります。認定者の内訳を介護度別に見ると、重度者の割合は減少し、軽度者の割合が増加傾向にあることから、機能低下が重度化する前の段階で予防サービスの利用促進が浸透しているのではないかとというふうに考えて変えております。記載しております。以下17ページまで、こういった時系列に伴う文言の修正あるいは年度別の表の修正を行っております。続きまして、42ページ障害者計画、障害福祉計画でございます。この計画も第2期計画から3年経過したために時間的経過による文言修正。それから国から示されました参酌標準に基づく改正が主な変更の理由でございます。44ページをご覧くださいというふうに思います。ここでは括弧3で平成26年度の数値目標、これまでは平成23年度の数値目標でございました。平成26年度の数値目標では、施設入所者の地域生活への移行ということで第1期計画策定時点の施設入所者の18%が地域生活に移行するというふうに書いております。これまでは1割、10%とありましたが18%と、これは、あのう、国の参酌基準。これが示されたために18%としております。以下、国の数値目標にあわせて変更したもの。それから3年経過したための文言修正、それから年度毎の推計値の変更が55ページまで修正変更を行っております。以上のとおり邑南町地域保健福祉計画の一部を変更する必要がありますので地方自治法第96条第2項の規定及び邑南町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第31号から議案第33号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第31号は、町道路線の廃止についてでございますが、町道5路線を廃止しようとするものでございます。続いて、議案第32号町道路線の変更についてでございますが、これは町道3路線につきましては、路線の起点の変更をしようとするものでございます。次に議案第33号町道路線の認定についてでございますが、これは新規認定として3路線を認定しようとするものでございます。詳細につきましては、建設課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

●田中建設課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中建設課長。

●田中建設課長(田中節也) 議案第31号町道路線の廃止についてご説明申しあげます。議案書に添付しております調書をご覧くださいと思います。このたび廃止するのは5路線でございまして、いずれもかつて邑南広域農道の整備事業により整備された路線につきまして、県営での農道保全対策事業として計画実施を図るため、農道へ移管することにより、このたび廃止するものでございます。整理番号1の宇都井大橋線は、県道邑南美郷線より分岐して、宇都井大橋の邑南町管理部分までの路線でございます。整理番号2の雪田和田線は、県道浜田作木線の雪田橋前より分岐して、旧瑞穂町境までの路線でございます。整理番号3の石堂線は、県道高見出羽線の前口橋前より分岐して、旧羽須美村境までの路線でございます。整理番号4の鹿子原高水線は、県道市木井原線より分岐して、高水トンネルを経由し旧瑞穂町境までの路線であります。整理番号5の矢上日和線は、県道市木井原線より分岐して、日和トンネルを経由し、町道山根谷線までの路線であります。以上、

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を廃止したいので、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。続きまして、議案第32号町道路線の変更についてご説明申しあげます。同じく調書をご覧いただきたいと思います。このたび変更するのは3路線で、いずれも起点の変更によるものでございます。整理番号1の戸河内線は、県の代行により整備されました道路改良事業が完了いたしまして、県道浜田作木線への接続地点が変更になったことによるものでございます。整理番号2の小掛谷吉原線は、県道浜田作木線の矢上工区の改良事業により路線が変更になった際に、町道の管理部分、一部残っておりまして把握漏れがあったことによるものでございます。整理番号3の河原城小原迫線は、邑智西部区域の特定中山間保全整備事業で整備された余勢団地区画整理による町道の付け替えと、これに伴う起点側の道路改良、これによるものです。以上、道路法第10条第2項の規定により、町道の路線を変更したいので、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。続いて、議案第33号町道路線の認定についてご説明申しあげます。同じく添付してある調書をご覧いただきます。このたび認定する路線は3路線であります。整理番号1の鱒淵亀谷線は、農道からの移管によりまして、起点である県道吉田邑南線の鱒淵14の9先から分岐して、瑞穂中学校を經由し、町道小河内出羽線の下亀谷440の3先までの、路線延長990mを認定するものでございます。整理番号2の八色石保養館線は、県道邑南飯南線の改良に伴う旧県道の移管によりまして、県道仁摩邑南線の八色石320の1先から分岐して、龍岩保養館前を經由し、県道邑南飯南線の八色石670の1先までの、路線延長370mを認定するものでございます。整理番号3の大庭線は、町道戸河内線における起点の変更に伴いまして起点側の一部に現在の戸河内線から分離された区間が生じたことによりまして、県道浜田作木線の阿須那1089の1先から分岐して、町道戸河内線の阿須那1706の3先までの、路線延長415mを認定するものでございます。以上、道路法第8条第1項の規定により、町道の路線を認定したいので、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願い申しあげます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第34号から議案第39号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第34号平成23年度邑南町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ3千905万7千円を減額するものでございます。議案第35号平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ1千381万8千円を減額するものでございます。議案第36号平成23年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ103万2千円を減額するものでございます。議案第37号平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ1千12万7千円を減額するものでございます。議案第38号平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ768万5千円を減額するものでございます。議案第39号平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ925万5千円を増額するものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 番外。

●議長(松本正) 沖企画財政課長。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 議案第34号平成23年度邑南町一般会計補正予算第5号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございま

すが、歳入歳出予算の総額から、それぞれ3千905万7千円を減額いたしまして、124億258万4千円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明を申しあげます。以下、第2条に繰越明許費の設定、第3条に地方債の補正がでございます。詳細は捲っていただきまして、7ページをお開きください。7ページでは第2表繰越明許費でございます。それぞれ限度額でございます。まず民生費の社会福祉費でございますが、老人ホーム費は桃源の家改築事業費補助金ですが、3千万円を設定しております。次に、農林水産業費の林業費でございますが、森林総合研究所造林受託事業費が、522万7千円でございます。土木費の道路橋りょう費でございますが、町道福原北線暗渠改修事業が630万円、社会資本整備総合交付金事業は田代有安線、判場川角線、中の原新山線、鱒淵馬野原線の4路線合わせて8千200万円でございます。住宅費は、森実団地造成工事2千1万円でございます。災害復旧費については、農地災害復旧が500万円、林道災害復旧が380万円、林地崩壊防止が940万円、公共土木災害復旧が540万円としております。以上、繰越明許費の合計額は1億6千713万7千円としております。続いて、8ページをお開きください。8ページは第3表地方債の補正でございます。それぞれ事業費の確定によりまして補正を計上しております。変更分の補正額合計は、補正前の3億3千190万円から2千880万円減額し、3億310万円としております。中段ですが、新規のものでございますが、県営農道負担金債としまして130万円計上しております。これは、県営ふるさと農道整備事業の負担に充てるものでございます。以上補正の合計が下段のところですが、合計しまして補正前16億3千880万円の地方債が2千750万円の減額となり、16億1千130万円になるものでございます。続きまして、事項別明細の方へいっていただきまして、3ページをお開きいただきたいと思ひます。歳入でございます。それぞれ事業費の確定や、あるいは確定見込みによる補正がほとんどでございますので主なもののみご説、ご説明いたします。まず歳入でございます。一番上の市町村たばこ税でございますが、1千263万9千円の増額としております。これは、あのう、課税本数自体は減少傾向にありますが、当初見込みより増加しております。次に捲っていただきまして4ページをお開きください。下から2段目のところでございますが、17節生活保護費負担金が千725万円の減額としております。次にずっと行って、行っていただきまして10ページをお開きください。10ページの、あのう、下から2段目のところでございますが、積立金の中に減債基金積立金として1億1千15万8千円を計上しております。これは町長の施政方針にもありましたが、平成24年度当初、平成24年度当初予算において起債発行の目安としております5億円の枠を超える起債を起こす予定でございまして、予め将来の町実質負担分を減債基金に積み立てるものでございます。次に11ページでございますが、上から3段目の負担金補助及び交付金、邑智郡総合事務組合負担金を970万1千円減額しております。これは財務会計更新事業を23年度行っておりますが事務組合、組合分の負担金の減少でございます。続いて、12ページをお開きください。下から3段目でございますが、28節繰出金として国民健康保険事業特別会計繰出金を1千695万7千円増額しております。これは繰り出しの基準によりまして基盤安定事業、財政安定化事業あるいは職員給について、あのう、確定したものでございます。続いて、13ページの一番下のところでございますが扶助費として生活保護扶助費2千300万円の減額でございます。続いて、ずっと行っていただきまして17ページをご覧いただきたいと思ひます。中ほどの林業振興費でございます。15節の工事請負費については公社造林、町行造林の工事請負費の減によるものでございまして、1千87万4千円減額しております。次の負担金補助及び交付金ですが、森林整備地域活動支援事業交付金を1千76万2千円減額しております。次に18ページに行っていただきたいと思ひます。

中ほどのところでございますが道路維持費の13節委託料でございますが1千800万円増額しております。これは、あのう、除雪費用を増額しておりまして全町にわたって除雪する場合の2回分1千800万円を計上しております。それからそこから2つ下へ行っていただきまして国県道改良事業負担金、これも事業費確定により1千560万円減額しております。続いて、20ページをお開きください。教育費の一番上の段でございますが、15節工事請負費です。これは、あのう、5つの小学校の耐震補強あるいは改修等の工事請負費の確定により、1千772万5千円減額しております。以上、平成23年度邑南町一般会計補正予算第5号について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議、議決を求めるものでございます。

●服部町民課長(服部導士) 番外。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第35号平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千381万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億4千445万4千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書の3ページをお開きください。このたびの補正は、国保税の収入見込みによる修正を行いましたほか、各負担金などの歳入の決定見込みによる修正、歳出につきましては、確定が見込まれるものに限って修正を行っております。なお、療養給付費等の保険給付費につきましては、2月にインフルエンザがピークを迎えておりましたので、それら歳出を確実に執行するため補正は行っておりません。充当財源の減額を補完するため基金を取り崩すよう補正を行っております。まず、国民健康保険税でございますが、それぞれ異動及び滞納繰越、繰越の確定などにより生じました収入見込み額を増減し、全体で604万6千円増額しております。次に、国庫支出金の療養給付費負担金でございますが、決定見込みによりまして療養給付費等国庫負担金を90万6千円の減額、介護納付金と、を239万3千円の減額、後期高齢者医療支援金を436万4千円の減額、全体で766万3千円の減額としております。次に、4ページをお開きください。共同事業交付金でございますが、決定見込みによりまして高額医療費共同事業交付金を297万5千円の減額、保険財政共同安定化事業交付金を1千686万4千円の減額、全体で1千983万9千円の減額として、しております。次に、5ページにわたりますが、療養給付費交付金につきまして、退職被保険者の療養給付費等の増加見込みによりまして、525万7千円増額しております。次に、繰入金でございます。まず、基金繰入金でございますが、冒頭申しあげましたように、今回、保険給付費に関し、歳入の補正は行っておりますが、歳出の補正は行わないことといたしましたので、その財源補てんのため、1千306万9千円増額しております。一般会計繰入金につきましては、確定、決定見込みといたしまして、保険基盤安定繰入金を565万2千円、一般会計繰入金につきましてはルール分について1千130万5千円、全体で1千695万7千円増額しております。次に、前期高齢者交付金でございますが、決定見込みによりまして、2千885万1千円減額しております。次に、6ページをお開きいただき、歳出でございますが、まず、保険給付費につきましては、補正額はございませんが、財源の修正がございます。一般被保険者療養給付費で、でございますが、国県支出金の79万7千円の減額は、療養給付、給付費国庫負担金でございます。その他の4千215万1千円の減額は、保険財政共同安定化事業交付金の1千686万4千円の減額と、前期高齢者交付金の2千528万7千円の減額の合計でございます。その結果、一般財源が4千294万8千円の増額となっております。次、次の高額療養費も同様でございますが、一般被保険者高額療養費の国県支出金の

10万7千円の減額は療養給付費国庫負担金、その他の647万1千円の減額は、高額医療費共同事業交付金の297万5千円の減額と、前期高齢者交付金の349万6千円の減額の合計でございます。その結果、一般財源が657万8千円の増額となっております。次に、介護納付金でございますが、確定見込みにより11万9千円減額しております。財源内訳の国県支出金239万3千円の減額は国庫負担金の介護納付金でございます。次に、7ページにわたりますが、特定健康診査等事業費でございます。補正額はございませんが、財源の修正を行っております。財源内訳の国県支出金141万6千円の増額は、特定健診に係ります国と県の負担金でございます。いずれも70万8千円の増額でございます。次に、共同事業拠出金でございますが、確定見込み、見込みにより、高額医療費共同事業医療費拠出金を42万2千円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金を475万4千円の減額としております。財政、財源内訳の国県支出金21万円の減額は高額医療費共同事業の国と県の負担金でございます。いずれも10万8千円の減額でございます。次に、後期高齢者支援金でございますが、確定見込みにより、853万3千円の減額としております。財源内訳の国県支出金436万4千円の減額は、国庫負担金の後、後期高齢者医療支援金でございます。以上が、国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の説明でございます。続きまして、議案第36号平成23年度呂南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ103万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4千627万6千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の3ページをお開きください。このたびの補正は、後期高齢者医療保険料の最終見込みと保険基盤安定の確定見込みにより修正を行うものでございます。まず、後期高齢者医療保険料でございますが、最終見込みにより特別徴収を35万3千円減額、普通徴収を49万8千円増額しております。次に、保険基盤安定繰入金でございますが、確定見込みにより117万7千円減額しております。次に、4ページの歳出でございますが、歳入の修正を受けまして、保険料負担金を14万5千円増額し、保険基盤安定負担金を117万7千円減額しております。以上が、後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号の説明でございます。以上、2議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

●**上田水道課長(上田英至)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、上田水道課長。

●**上田水道課長(上田英至)** 議案第37号平成23年度呂南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきまして説明いたします。1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千12万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4千881万8千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正、予算補正によるものでございます。第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。4ページをご覧ください。簡易水道事業債を補正前の限度額1億2千30万円を320万円減額し、補正後の限度額を1億1千710万円とするものでございます。これは基幹改良工事費の減が主要要因でございます。これにより地方債合計額の補正後の限度額を同額の1億1千710万円とするものでございます。続きまして、主な補正につきまして説明いたしますので、事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、繰入金が、360万4千円の減額でございます。県事業移転補償工事の中止による雑入が、289万9千円の減額でございます。基幹改良工事費の減による町債が、320万円の減額で

ございます。4ページをご覧ください。歳出の一般管理費でございますが、県営事業移転補償工事の減等により636万円の減額でございます。簡易水道事業費も基幹改良工事の減等により376万7千円の減額でございます。続きまして、議案第38号平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について説明いたします。1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ768万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3千697万4千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。4ページをご覧ください。生活排水処理事業債を補正前の限度額2千100万円を10万円増額し、補正後の限度額を2千110万円とし、生活排水資本費平準化債を補正前の限度額1千780万円を650万円減額し、補正後の限度額を1千130万円とします。これは浄化槽の耐用年数の見直しによる算出根拠の変更によるものです。農業集落排水事業債を補正前の限度額2千820万円を70万円減額し、補正後の限度額を2千750万円とし、下水道資本費平準化債を補正前の限度額4千750万円を10万円増額し、補正後の限度額を4千760万円とするものでございます。これにより地方債合計額の補正後の限度額を2億6千780万円とするものでございます。続きまして、主な補正につきまして説明いたしますので、事項明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、県事業移転補償工事の中止による雑入が113万円の減額でございます。4ページをご覧ください。町債の衛生費が生活排水資本費平準化債の減等により640万円の減額、農林水産業債が70万円の減額でございます。5ページをご覧ください。歳出の農業費が工事費の減等により266万円の減額でございます。6ページをご覧ください。下水道費が光熱費や委託料の減等により241万7千円の減額でございます。公債費の利子、利子が265万円の減額でございます。以上でございます。

●小林情報推進課長(小林雅博) 番外。

●議長(松本正) 小林情報推進課長。

●小林情報推進課長(小林雅博) 議案第39号平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ925万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4千451万6千円とするものでございます。詳細については事項別明細書の3ページをご覧ください。2、歳入でございます。分担金負担金87万2千円の減額でございます。これは、主に引きく、引き込み工事費負担金のうちの移転工事費の減額によるものでございます。2、使用料手数料544万円の増額でございます。これは主に、インターネット利用料の増額によるものでございます。4ページをご覧ください。8、諸収入、雑入404万6千円の増額でございます。これは主に、NHK団体一括手数料の増額によるものでございます。5ページをご覧ください。歳出でございます。総務費、一般管理費406万6千円の減額でございます。これは主に、番組製作委託料とIP電話使用料の減額によるものでございます。3、基金積立金千332万1千円の増額でございます。以上、補正額合計925万5千円の増額でございます。よろしく願いいたします。

●議長(松本正) ここで休憩に入らしていただきます。再開は午後2時40分といたします。

—— 午後 2 時30分 休憩 ——

—— 午後 2 時40分 再開 ——

●議長(松本正) 再開いたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第40号から議案第46号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第40号平成24年度邑南町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ115億9千500万円とするものでございます。議案第41号平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ15億3千700万円とするものでございます。議案第42号平成24年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ9千590万円とするものでございます。議案第43号平成24年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3千、3億5千900万円とするものでございます。議案第44号平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ6億8千260万円とするものでございます。議案第45号平成24年度邑南町下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ10億1千700万円とするものでございます。議案第46号平成24年度邑南町電気通信事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億390万円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

●沖企画企財政課長(沖幹雄) 番外。

●議長(松本正) 沖企画企財政課長。

●沖企画企財政課長(沖幹雄) 議案第40号平成24年度邑南町一般会計予算についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。平成24年度の邑南町の一般会計予算でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ115億9千500万円としております。第2項につきましては、第1表歳入歳出予算でございますが、詳細は事項別明細書でご説明申しあげます。第2条は債務負担行為でございます。内容は、第2表の債務負担行為でご説明申しあげます。第3条は地方債でございますが、これも、第3表の地方債でご説明申しあげます。第4条では一時借入金の借入の限度額を20億円としております。第5条の歳出予算の流用でございますが、人件費のみ同一款内での流用を認めることとしております。次に、捲っていただきまして、9ページをお開きください。9ページですが、第2表債、債務負担行為でございます。平成24年度から平成25年度にかけて、田所の山、山村開発センターの建て替えを計画しておりますが、その建設費について、予算の歳出の方に2億2千956万円計上しておりますが、この第2表で債務負担行為の限度額として2億7千44万円計上しております。予算の歳出と債務負担行為限度額を合計しますとちょうど5億円でございます。5億円以内で事業実施しようとするものでございます。続きまして、10ページをお開きください。10ページは第2表地方債の補正でございます。まず、町営バス整備事業債でございますが、これは、大朝線の車両購入に充てようとするもので、400万円を計上しております。次に、過疎地域自立促進整備事業債、これはいわゆる過疎ソフトでございます。1億8千600万円を計上しております。次に日和地域総合振興事業債、旧日和小学校跡地に事務所、便所棟を建設しようとするもので650万円、保育所建築事業債は口羽保育所の建設に充てるもので1億1千510万円、病院設備整備事業債は公立邑智病院の電子カルテ整備の、整備費を一部負担するもので4千680万円、県営農道整備事業債は徳前農道負担金として100万円、山村開発センター建設事業債は2億2千950万円、県営林道整備事業債、これは三坂小林線、小林線の負担金ですが千250万円、道路改良舗装事業債2億990万円、これは町道9路線と国県道負担金でございます。公営住宅建設事業債、これは町営住宅建設とストック改善事業に8千900万円、消防施設整備事業債ですが、消防瑞穂出張所と高規格救急車の購入に対しまして9千920万円、スクールバス整備事

業債ですが宇都井線のスクールバス購入に対して210万円、給食センター整備事業債は西給食センターの備品購入に対して490万円、学校施設整備事業債は石見中学校、日貫小学校の改修事業に対して2千、2千320万円、公民館耐震補強事業債は井原公民館体育館部分の耐震補強費として千190万円を充てようとするものでございます。臨時財政対策債は3億600万円を計上しております。以上合計しまして、13億4千760万円、対前年比で8千570万円の減額でございます。続きまして、予算に関する説明書を捲っていただきまして、8ページをお開きください。8ページ、まず歳入でございます。1款の町税でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、合計しまして10億373万6千円を計上しております。町民税の個人分の所得割のところでございますが、扶養控除縮小にともなう増収分として約2千万円を見込んでおります。それから固定資産税のところですが、家屋の全棟調査が終了しまして約590万円の増を見込んでおりますが、3年に一度の評価替えの年でございますので減価が生じますために固定資産税全体では2千342万1千円の減としております。続いて、10ページをお開きください。2款の地方譲与税のところからずっと交付金関係続きますが、県の示した試算値を参考に算定したものでございます。まず、2款の地方譲与税でございますが1億6千382万4千円を計上しております。3款の利子割交付金が341万2千円を計上しております。続きまして、12ページですが配、4款の配当割交付金109万8千円、5款株式等譲渡所得割交付金37万2千円、6款地方消費税交付金1億558万3千円、7款ゴルフ場利用税交付金734万8千円、8款自動車取得税交付金2千840万6千円をそれぞれ計上しております。続いて、14ページに行ってくださいまして、9款地方特、特例交付金でございます。これは大きく減少しまして154万4千円としております。これについては児童手当や子ども手当に係る特例交付金制度が廃止されます。この減額分については、先ほど申しあげました町民税個人分の扶養控除の縮小による増収分で賄うこととしております。次に、10款地方交付税ですが総額で67億8千100万円を計上しております。内容については町長施政方針のとおりでございます。11款交通安全対策特別交付金235万6千円、12款分担金及び負担金、合計で1億2千747万4千円を計上しております。続きまして、16ページへ行っていただきまして、13款使用料及び手数料でございますが合計で1億6千761万8千円を計上しております。ずっと行っていただきまして21ページをお開きください。21ページの一番上のところでございますが、環境衛生手数料として1千550万円を計上しております。これは先ほどの議案でもございましたが、ゴミ処理袋について町で販売することによるものでございます。それから14款国庫支出金ですが、合計で7億4千647万3千円を計上しております。23ページをお開きいただきたいと思います。中ほどですが社会教育費補助金として埋蔵文化財発掘等国庫補助金300万円計上しておりますが、久喜大林銀山発掘調査の関係でございます。続きまして、24ページをお開きください。15款県支出金ですが合計で7億3千237万3千円を計上しております。前年度比9千675千円の減額でございます。25ページの中ほどですが、商工費負担金のところに県派遣職員負担金とありますが、これは、あのう、神々の国しまねプロジェクト事業の一環として、神話のふるさとしまね推進事業に、あのう、町から職員を派遣いたしますので、それに対して県から396万円負担をいただけるものでございます。それと25ページの下の方ですが上から3段目の定住促進賃貸住宅建設事業費補助金、これは新規でございますが、10戸分の2千万円の補助金を計上しております。ずっと行っていただきまして3、30ページをお開きください。16款の財産収入でございますが、1千97万8千円を計上しております。続いて、32ページですが、17款寄附金でございます。4千500万7千円を計上しております。これは右の方に一般寄

付金、江の川開発公社寄付金とありますが、解散に伴う寄付金を4千500万円計上しております。続いて、18款繰入金でございますが8千938万1千円を計上しております。33ページの一番下のところでございますが、減債基金繰入金として5千999万8千円を計上しております。これは主に平成22年度から実施しております簡易水道事業と下水道事業の補償金免除繰上償還に充てようとするものでございます。次に34ページでございます。19款繰越金として1千万円を計上しております。次に、36ページでございますが、20款諸収入として2億1千941万7千円を計上しております。39ページへ行っていただきたいと思います。中ほどに過年度補助金等返還金として1千850万円計上してございますが、下の方ふるさと雇用再生事業委託費返還金に850万円計上しております。これは3年度にわたってふるさと雇用事業を多方面で、実施してまいりましたが。

- 議長(松本正)** 企画財政課長、ちょっと止めて。数字、数字がちよっと違うような気がするが。この数字と、ここの数字と言われているのが。これと全然合わない。だけえここの、この資料と合うようなあれをいうてくれんと。どこにあるのか探すのが大変だ。今から、今からの分良でいので、書いてあるのを、合計じゃあなしに、書いてあるのをいうて。

~~~~~ (議事中断) ~~~~~

- 議長(松本正)** 再開します。

- 企画財政課長(沖幹雄)** 大変失礼しま、失礼しました。ただ今までの説明につきましては、それぞれ、あのう、款ごとの合計を説明いたしましたため、この予算書ではちょっと、あのう、合計しないと読み取れない状況でした。たいへん申しわけありません。今後の説明につきましては、あのう、この予算書に添って、あのう、説明さしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。それでは、あのう、39ページの方をお開きいただきたいと思います。中ほどですが過年度補助金等返還とし、金として、あのう、先ほどありましたが千850万円計上しております。ふるさと雇用再生事業費委託費返還金ですが、3年度にわたり多方面で実施してまいりましたが、平成21年度分と平成22年度分につきましては委託費を上回る収入については、あのう、返還の義務がございますので、あのう、事業者の方から返還していただいて県の方に返す、返したいと思います。具体的には耕畜連携事業が対象になります。続きまして、40ページへ行っていただきまして、21款町債でございます。これにつきましては第3表の地方債のところの説明しましたとおりでございます。続きまして、44ページへ行っていただきまして、歳出でございます。1款の議会費でございますが、1億513万1千円を計上しております。前年度比で減少しておりますのは前年度、議員共済年金制度廃止に伴う負担金が多かったためでございます。続きまして、第2款、総務、総務費の方へ行っていただきまして、1項として総務管理費を計上しております。ずっと行っていただきまして51ページをお開きください。51ページの細目010公有財産台帳整備事業費でございますが、これは平成22年度から実施しております公有財産台帳の整備について、継続して実施しようとするものでございます。それからずっと下へ下がってもら、いただきまして、細目005の地域コミュニティ再生事業でございますが、03へ地域コミュニティ再生事業補助金交付事業費として千792万円計上しております。これも継続事業として7地区分を計上しております。続いて、53ページをお開きください。中ほど細目015のところでございますが、江の川下流、江の川下流域活性化事業推進基金管理費、これにつきましては先ほどの寄付金の大部分を基金にしようとするもので4千275万円を計上しております。続いて、55ページでございますが、一番上の方、細目004日和田地区総合振興費でございますが、千795万6千円を計上しております。続い

て、57ページをお開きください。情報制作費の細目002のところでございますが、電気通信事業特別会計繰出金に1億6千280万7千円を計上しております。これは前年度比約4千万円の増でございますが、本格的な元金償還が始まることによるものでございます。続きまして、59ページをお開きください。一番下のところでございますが、014町営バス車両購入事業費、これは大朝線のバスを購入しようとするもので1千150万円を計上しております。その下の015矢上駅駅舎購入事業費、244万5千円でございますが、これは矢上駅の駅舎の建物、土地を購入しようとするものでございまして、ございます。以上、総務管理費の合計が、10億7千646万9千円を計上しております。次に、徴税費でございます。これにつきましては、2億362万6千円を計上しております。続いて、戸籍住民基本台帳費でございますが、1億2千214万3千円を計上しております。続いて、64ページでございます。選挙費でございます。これにつきましては合計で1千529万3千円を計上しております。続いて、66ページ統計調査費でございますが110万7千円を計上しております。続いて、監査委員費でございますが95万円を計上しております。68ページでございますが、3款民生費第1項、社会福祉費でございます。70ページへ行っていただきたいと思います。2目の社会福祉施設費でございますが、桃源の家の建設が終わることと指定管理が終了しますことから大幅に減額いたしております。それから81ページ、78ページへ行っていただきまして社会福祉費の合計が、14億7千373万4千円を計上しております。続きまして、児童福祉費の方ですが81ページへ行っていただきたいと思います。一番下に口羽保育所改築事業費として1億8千17万3千円を計上しております。児童福祉費の合計は9億754万2千円を計上しております。続いて、82ページでございますが生活保護費でございます。これにつきましては合計で8千568万6千円を計上しております。次に、84ページへ行っていただきたいと思います。衛生費でございます。これにつきましてはずっと行っていただきまして92ページでございます。が保健衛生費の合計として11億1千90万9千円を計上しております。続いて、2項の清掃費は2億6千364万3千円を計上しております。次の労働費でございますが合計で、2千271万4千円を計上しております。94ページのところでございますが2目の緊急雇用創出事業費、ほとんどの事業が終わりましたために減少しております。また3目のふるた、ふるさと再生事業費でございますが、先ほど歳入で受けたものを、あのう、県の方にお返しするように、ふるさと雇用再生事業補助金返還金として850万円を計上しております。次に6款農林水産業費の農業費でございます。97ページをお開きください。農業総務費の一番下の欄ですが、農業マスタープラン策定事業費として250万円を計上しております。それから4行ほど下へ行ってもらいまして、新規でございますが、鳥獣被害対策実施隊活動として295万4千円を計上しております。さらに細目003におきましては、中山間地域等直接支払事業費2億4千375万3千円を計上しております。一番下のとこでございますが、農地水環境保全向上対策負担金として2千420万2千円を計上しております。ずっと行っていただきまして103ページをお開きください。上の方の細目004でございますが、山村開発センター建設事業費として2億2千956万円を計上しております。その下ですが細目001地籍調査費でございます。これにつきましては日貫、日和、岩屋、新山、小河内の各地域を予定しております。104ページに行ってくださいまして農業費の合計が、11億3千719万1千円でございます。次に2項の林業費でございます。林業振興費でございますが、森林総合研究所あるいは公社造林の受託事業費が減少したために前年度より事業費減で、減額しております。106ページに行ってくださいまして林業費の合計が、1億2千140万5千円でございます。続いて、7款商工費でございます。商工費の合計が1億5千852万4千円、前年度比56

%の増額でございます。109ページへ行っていただきまして、新しいものとして一番上の細目001農林商工等連携サポートセンター事業費2千860万5千円を計上しております。次に111ページをお開きください。細目006でございますが、ほたるの館管理費の中に、02のほたるの館敷地購入費、土地購入費として754万7千円を計上しております。それから細目010いこいの村管理費の03いこいの村の耐震診断事業費として820万4千円を計上しております。それから014観光推進事業費として邑南町観光協会への補助費を千500万円計上しております。続いて、土木費でございます。1項の土木管理費でございます。112ページへ行っていただきまして土木管理費合計で2億1千608万5千円を計上しております。次に2項の道路橋りょう費でございますが、これについては115ページに明細を挙げております。これまでに加えまして新規路線も計上しております。道路橋りょう費の合計が、6億1千354万2千円でございます。続いて、3項の河川費でございますが、千235万5千円を計上しております。次に、118ページに行ってくださいまして住宅、4項住宅費でございます。住宅建設費の右側119ページ下のところでございますが、公営住宅建設費、森実住宅の関係に9千348万2千円、それから若者定住住宅建設事業費、市木の関係ですが、7千476万円を計上しております。続きまして、120ページに行ってくださいと思います。住宅政策費でございますが、右側121ページのところでございますが、細目003賃貸住宅建設補助事業として5千万を計上しております。これつきましては先ほどの県補助金に加えて町、町で3千万加えまして500万円の10戸分を計上しております。住宅費の合計が3億521万4千円でございます。続いて、9款消防費でございますが、5億15万1千円を計上しております。121ページの一番下でございますが、江津邑智消防組合負担金、瑞穂出張所の建設費とか高規格救急車購入費を含んでおります。続いて、123ページをお開きください。中ほど細目003でございますが、消防団制服更新事業費として780万円を計上しております。124ページに行ってくださいまして消防費の合計が5億15万1千円を計上しております。続きまして、教育費でございます。1項の教育総務費でございますが、ずっと行っていただきまして129ページでございますが、上の方ですが細目015、016、017新規事業として、しまして教師力向上対策事業費161万5千円、学校合同学習事業費42万7千円、指導主事配置費227万4千円を計上しております。またその下でございますが、スクールバス車両整備事業費として宇都井線用の購入費430万1千円を計上しております。130ページに行ってくださいまして教育総務費の合計を3億1千656万3千円計上しております。続きまして、小学校費でございます。133ページへ行っていただきまして、中ほどの細目011です、ございますが低学年複式支援員、学習支援員、生活支援員につきまして継続して、千922万4千円を計上しております。134ページに行ってくださいまして小学校費の合計額が、1億3千217万2千円でございます。続きまして、中学校費の方でございますが、120、137ページでございますが、学校建設費として石見中学校校舎生徒館窓改修事業費として2千万円を計上しております。中学校費の合計は9千506万円でございます。つい、続いて、社会教育費でございます。ずっと行っていただきまして141ページの上のところでございますが、公民館耐震補強事業費として千197万円、井原公民館の体育館部分でございますが計上しております。ずっと行っていただきまして145ページでございます。細、細目007発掘調査費、久喜大林銀山関係を601万円計上しております。以上、社会教育費の合計が3億3千805万1千円でございます。続きまして、146ページでございます。保健体育費として2千675万8千円を計上しております。続いて、148ページ、11款災害復旧費でございますが、農林水産施設災害復旧費として150万円、公共土木災害復旧費として50

万円を計上しております。１２款公債費でございますが、元金利子合計で２２億９８万２千円を計上しております。最後１５０ページでございますが予備費として３千万円を計上しております。以上、平成２４年度邑南町一般会計予算について、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●服部町民課長(服部導士) 議長。

●議長(松本正) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第４１号平成２４年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申しあげます。予算書の１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１５億３千７００万円と定めるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の４ページをお開きください。平成２４年度の予算につきましては、議案第１７号邑南町国民健康保険税条例の一部改正でご説明いたしましたように、医療費や被保険者数の推計などを参考に見積もりを行いました結果、生じました財源不足を、一般会計繰入金と基金取り崩しで補てんさせていただくほか、国保税につきましても負担税を、負担増をお願いすることとしておりまして、これらを反映させた内容となっております。まず、歳入からご説明申しあげます。国民健康保険税でございますが、一般被保険者と退職被保険者では被保険者数について、一般被保険者が減少傾向、退職被保、被保険者が増加傾向にあることから伸び率は異なっていますが、一般被保険者の現年度分は、２億７２５万７千円、前年度と比べ６２６万５千円、率にして３．１％の増、退職被保険者の現年度分は、４千４０３万１千円、前年度と比べ７３７万３千円、率にして２０．１％の増、滞納繰越分、繰越分につきましては、それぞれ前年度と同額の３万円とし、国民健康保険税の総額を２億５千１３４万８千円としております。次に、６ページをお開きいただき、国庫支出金関係でございますが、療養費負担金、療養給付費負担金につきましては、１節の療養給付費負担金から４節の後期高齢者医療支援金までの各節に、各節について国の定率負担を、定率負担を受けております。これまで、それぞれ所要、所要額の３４％でございましたが、今年度から子どものための手当に係る地方税増、増収分の影響を受けまして２％部分が県の調整交付金に変わり、負担率が３２％に変更されることとなりましたので、この点も踏まえ、全体を２億２千２２８万１千円としておりまして、前年度と比べ千５１２万９千円、率にして６．４％の減でございます。次に、高額医療費共同事業負担金でございますが、これは高額医療費共同事業拠出金へ充当される国庫負担金で、所要額の４分の１につきまして、１千３８万８千円としております。前年度と比べ３６２万４千円の増でございます。次に、特定健診、健康診査等負担金でございますが、これは保健事業に充当される国庫負担金で、所要額の３分の１につきまして、２６０万３千円としております。前年、前年度と比べ８０万３千円の増でございます。次に、調整交付金でございますが、国の予算を参考に１億６２２万１千円としております。前年、前年度と比べ１１０万８千円、６千円、率にして１％の減でございます。また特別調整交付金につきましては、直営診療所分として、前年度と同額の６００万円としております。次に、８ページをお開きいただき、県支出金でございますが、高額医療費共同事業負担金と特定健康診査等負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と全く同じ内容でございますが、それぞれ国と同額としております。次に、調整交付金でございますが、先ほどご説明いたしました国庫負担金の２％部分を反映させまして、普通調、普通財政調整交付金を５千９５９万８千円、特別財政調整交付金を２００万円、全体で６千１５９万８千円としております。前年度と比べ１千３０６万円、率にして２６．９％の増でございます。次に、共同事業交付金でございますが、これは高額、高額医療、高額医療費に係ります共同事業からの交付、交付金で、保険者負担の５９％の交付を受

けます。高額医療費共同事業交付金は保険者負担が80万円を超えた部分、保険財政共同安定化事業交付金は保険者負担が8万円を超え80万円以下の部分となりますが、全体で1億9千95万2千円としております。前年度と比べ1千919万4千円、率にして11.2%の増でございます。次に、10ページをお開きいただき、療養給付費交付金でございますが、これは退職被保険者の療養給付費等に充てるものでございまして、医療費の伸びから、1億480万1千円としております。前年度と比べ2千912万7千円、率にして38.5%の増でございます。次に、基金繰入金でございますが、冒頭申しあげましたように、財源不足を補うため本年度も取り崩しを予定させていただきました。額につきましては、1千837万7千円減の2千965万5千円としておりまして、基金残高は、4千900万、900万円余りとなる予定でございます。次に、一般会計繰入金でございますが、これにつきましても財源不足を補うため財政調整繰入金として2千万円計上させていただきました。その結果、保険料軽減措置と保険者支援を内容とします保険基盤安定繰入金が3千927万8千円、一般会計のルール負担分と財政調整を内容とします一般会計繰入金が9千971万4千円、全体で641万7千円増の1億3千899万2千円としております。次に、前期高齢者交付金でございますが、国保連合会の推計を参考に、3億9千808万円としております。前年度と比べ1千341万2千円、率にして3.5%の増でございます。次に、14ページをお開きいただき、歳出でございます。まず、一般管理費でございますが、邑智郡総合事務、事務組合負担金につきまして、新システムに対する負担増が影響し、226万9千円の増、226万9千円増の5千842万2千円としております。次に、16ページをお開きいただき、2款の保険給付費関係でございますが、いずれも医療費推計を基に計上させていただきました。一般被保険者療養給付費につきましては、7億8千27万9千円、前年度と比べ6、463万6千円、率にして0.6%の増、退職被保険者療養給付費につきましては、1億1千93万5千円、前年度と比べ3千78万2千円、率にして38.4%の増としております。なお、一般被保険者療養給付費の特定財源でございますが、国庫支出金は療養給付費国庫負担金、その他の共同事業交付金は保険財政共同安定化事業分でございます。次に、高額医療費でございますが、高額療養費でございますが、一般被保険者高額療養費につきましては、1億791万4千円、前年度と比べ1千13万6千円、率にして10.4%の増としております。なお、特定財源の国庫支出金は療養給付費国庫負担金、その他の共同事業交付金は高額医療費共同事業分でございます。次に、18ページをお開きいただき、退職被保険者等高額療養費でございますが、1千858万5千円、前年度と比べ、前年度と比べ528万8千円、率にして39.8%の増としております。次に、出産育児一時金でございますが、10人分として420万円計上しております。葬祭、葬祭費につきましては、24人分として72万円を計上しております。次に、20ページをお開きいただき、4款の介護納付金でございますが、6千909万4千円、前年度と比べ117万2千円、率にして1.7%の減としております。なお、特定財源の国庫支出金は療養給付費国庫負担金の介護納付金分でございます。次に、5款の保健事業費でございますが、保健普及費につきましては、保健普及事務費として、水中運動教室や健康カレンダーに係る予算を計上しておりまして、330万2千円としております。次に、22ページをお開きいただき、特定健康診査等事業費でございますが、特定健診に係ります予算を計上しております。この中には引き続き、引き続き計画しております島大包括連携によります委託費用も含まれておりまして、全体を1千474万3千円としております。なお、特定財源の国庫支出金の県支出金は、いずれも特定健康診査等負担金で3分の1ずつの負担となっております。分担金及び負担金は特定健診等の負担金でございます。次に、6款の共同事業拠出金でございますが、これは保険者の高額医療

費の負担を平準化するための共同事業への拠出金でありまして、保険者負担が80万円を超えた部分に対応する高額医療費共同事業と、8万円を超え80万円以下の部分に対応する保険、保険財政共同安定化事業がありますが、いずれも国保連合会の推計を参考に予算を計上しております。まず、高額医療費共同事業に対する拠出金でございますが、4千155万2千円、前年度と比べ1千449万3千円の増としております。特定財源の国庫支出金と県支出金は、いずれも高額医療費共同事業負担金で4分の1ずつの負担となります。次に、24ページをお開きいただき、保険財政共同安定化事業に対する拠出金でございますが、1億4千949万2千円、前年度と比べ469万9千円の増としております。次に、9款の諸支出金の直営診療所事業特別会計繰出金でございますが、特別調整交付金を直営会計へ繰り出すものとして600万円計上しております。特定財源の国庫支出金はこの特別調整交付金でございます。次に、26ページをお開きいただき、10款の後期高齢者支援金等と11款の前期高齢者納付金等につきましては、国保連合会の推計を参考に計上しております。後期高齢者支援金を1億5千406、496万8千円、前期高齢者納付金を31万2千円としております。なお、後期高齢者支援金の国庫支出金につきましては、療養給付費国庫負担金の後、後期高齢者支援金分でございます。以上が、国民健康保険事業特別会計予算の説明でございます。続きまして、議案第42号平成24年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9千590万円と定めるものでございます。詳細につきましては事項別明細書の4ページをお開きください。まず、4ページでございますが、診療収入につきましては、平成23年度の実績を参考に見積りまして、全体で2千971万3千円、前年度と比べ279万3千円、率にして10.4%の増としております。次に、一般会計繰入金でございますが、償還元金、償還利子、井原診療、診療所の借地料、各診療所の運営費補てんとして、5千818万4千円、前年度と比べ579万6千円、率にして9.1%の減としております。この減額の大きな要因は、阿須那診療所で購入する医療機器が胸部エコー画像診断装置から骨密度測定器となり、購入費が減額な、減額となったためでございます。次に、6ページをお開き、お開きいただき、事業会計繰入金でございますが、議案第41号の国保会計予算でもご説明いたしました、特別調整交付金を国保会計から繰り入れるものでございまして、前年度と同額の600万円でございます。次に、雑収入はインフルエンザ予防接種費等で74万6千円を、県補助金は阿須那診療所で購入いたします骨密度測定器の2分の1の補助金117万円を、それぞれ計上しております。次に、8ページをお開きいただき歳出でございます。予算書の方、本年度より診療所ごとに予算をお示しするように科目を変更しておりますのでご了承いただきたいと思います。まず、1款の総務費でございますが、阿須那診療所の管理費につきましては、一般管理費、職員給与費、骨密度測定器整備事業費、合わせまして292万円減の4千750万4千円としております。この増減の、この減額の大きな要因は先ほどの胸部エコー画像診断装置と骨密度測定器の価格差によるものでございます。また、特定財源の県支出金は骨密度測定器に係る補助金でございます。井原診療所管理費につきましては、一般管理費でございます。757万円としております。次に、10ページをお開きいただき、日貫診療所管理費につきましても、一般管理費でございます。388万4千円としております。次に、2款の医業費でございますが、各診療所におきます診療材料費は消毒綿などの消耗品で、薬剤費は医薬材料費や臨床検査委託に係る費用でございます。阿須那診療所医業費につきましては、診療材料費が78万円、薬剤費が1千497万6千円、合計1千575万6千円としております。井原診療所医業費につきましては、診療材料費が6万円、薬剤費が277、272万円、合計278万円としております。日貫

診療所医業費につきましては、診療材料費が12万円、薬剤費が120万円、合計132万円としております。次に、12ページをお開きいただき、3款の公債費でございますが、元金を1千647万3千円、利子を27万4千円としております。以上が、国民健康保険直営診療所事業特別会計予算の説明でございます。続きまして、議案第43号平成24年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5千900万円と定めるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページをお開きください。本年度は後期高齢者医療保険料の料率が改定され、平均で7.4%の負担増となる見込みを踏まえました広域連合の推計を参考に予算を計上しております。まず、後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収の現年度分につきましては、7千480万円、前年度と比べ413万7千円、率にして5.9%の増、普通徴収の現年度分につきましては、2千230万円、前年度と比べ92万5千円、率にして4.3%の増、全体で9千710万1千円としております。次に、保健事業委託金でございますが、広域連合からの特定健診等の委託料を264万4千円としております。次に、一般会計繰入金でございますが、総務費、総務費などに係ります事務費繰入金を1千203万6千円、保険基盤安定繰入金を6千241万円、6ページをお開きいただき、療養給付費負担金繰入金を1億8千464万6千円、合計で2億5千909万2千円、前年度と比べ528万5千円、率にして2%の減としております。次に、8ページをお開きいただき、歳出でございますが、一般の、1款の総務費の一般管理費につきましては、千20万9千円、前年度と比べ256万9千円の増としております。この増額の大きな要因は邑智郡総合事務組合負担金で新システムの負担が増加したものでございます。次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等納付金につきましては、保険料負担金が9千710万1千円、保険基盤安定負担金が6千241万円、合計で1億5千951万1千円、前年度と比べ608万円の増でございます。療養給付費負担金につきましては、1億8千464万6千円、前年度と比べ849万5千円の減としております。次に、10ページをお開きいただき、3款の保健事業費でございますが、健康、健診事業費といたしまして、304万7千円としております。特定財源のその他についてでございます、その他にございます広域連合からの保健事業費委託金264万4千円をそのまま町内医療機関に委託する内容のものでございます。以上が、後期高齢者医療事業特別事業、特別会計予算の説明でございます。以上3議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

●上田水道課長(上田英至) 番外。

●議長(松本正) 上田水道課長。

●上田水道課長(上田英至) 議案第44号平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計予算について説明いたします。まず、1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8千260万円と定めるものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものでございます。第2条地方債につきましては、第2表地方債で説明いたします。第3条一時借入金の限度額につきましては、1億5千万円に定めるものでございます。第4条歳入予算、すいません。歳出予算の流用につきましては、人件費に関する規定でございます。4ページをご覧ください。第2表地方債の簡易水道建設事業債の限度額を1億4千370万円とするものでございます。事項別明細書の4ページをご覧ください。歳入ですが、対前年比で大幅な増減があるもののみ説明いたします。国庫補助金は、簡水統合システム整備事業や基幹改良事業の事業量増により6千889万3千円を計上しております。6ページをご覧ください。

繰入金は、国庫補助金の増により、減額となり2億6千213万3千円を計上いたします。町債は1億4千370万円を計上するものでございます。8ページをご覧ください。歳出でございますが、一般管理費は人件費減が反映され、1億2千134万5千円を計上しております。10ページをご覧くださいませ。簡易水道事業費は、簡水統合システム整備事業や基幹改良事業の事業費増により2億1千280万9千円を計上しております。公債費は、繰り上げ償還効果により元金利子合計で3億3千827万5千円を計上しております。以上でございます。続きまして、議案第45号平成24年度邑南町下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1千700万円と定めるものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものでございます。第2条債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為で説明いたします。第3条地方債につきましては、第3表地方債で説明いたします。第4条一時借入金の限度額につきましては、2億5千万円に定めるものでございます。第5条歳出予算の流用につきましては、人件費に関する規定でございます。4ページをご覧ください。第2表債務負担行為は下水道等排水設備工事普及促進助成金を平成25年度から平成27年度の3年3.5%以内の利子補給をするものでございます。5ページをご覧くださいませ。第3表地方債でございますが、生活排水処理事業債等5起債の限度額を2億3千470万円とするものでございます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入ですが、対前年比で大幅な増減があるもののみ説明いたします。6ページをご覧ください。国庫補助金は下水道事業量の減により1千832万円を計上しております。8ページをご覧ください。繰入金が増額となり5億8千519万8千円を計上し、町債は減額され2億3千470万円を計上するものでございます。10ページをご覧くださいませ。歳出でございますが、生活排水処理事業一般管理費、事業費は合併浄化槽設置基数の減を反映しまして、9千131万円を計上しております。12ページをご覧くださいませ。農業集落排水事業一般管理費、事業費は改良事業費減を反映し、1億1千10万6千円を計上しております。14ページをご覧ください。下水道事業一般管理費、事業費は、公債費は、改良事業費減へを、減を反映し、1億2千12万1千円を計上しております。16ページをご覧くださいませ。公債費は、元金利子合計で6億7千634万円を計上しております。以上でございます。以上2議案につきまして地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●小林情報推進課長(小林雅博) 番外。

●議長(松本正) 小林情報推進課長。

●小林情報推進課長(小林雅博) 議案第46号平成24年度邑南町電気通信事業特別会計予算についてご説明申しあげます。予算書の1ページ目をお開きください。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億390万円と定めるものでございます。2項につきましては、後ほど事項別明細書で説明いたします。第2条地方債でございますが、これにつきましても、後ほど第2表地方債で説明いたします。第3条歳出予算の流用でございますが、これは人件費に関する規定でございます。4ページをお開きください。第2表地方債でございます。情報基盤整備事業債の限度額を千80万円、過疎、過疎地域自立促進、促進事業、促進特別事業債の限度額を780万円に定めるものでございます。次に、事項別明細書の4ページをご覧ください。2歳入でございます。昨年度と大きく変わったものを説明させていただきます。最初に2款、使用料手数料でございます。予算額2億1千974万4千円で、427万6千円の増でございます。内訳は基本チャンネルを4千400件、インターネットを千600件見込んでおります。インターネット加入が伸びたことが増額の要

因となっております。次に、6ページをお開きください。6款、繰入金でございます。一般会計繰入金、予算額1億6千280万7千円で、4千84万7千円の増でございます。これは借入金償還額の増によるものでございます。8ページをお開きください。9款、町債でございます。予算額1千860万円で1千80万円の増でございます。これは第2表地方債で説明をしていた、いたしました情報基盤整備事業債によるものでございます。続きまして、10ページをお開きください。歳出でございます。総務費の一般管理費、予算額2億5千245万4千円で761万8千円の減額でございます。これは一般職員の人件費の減額によるものでございます。12ページをお開きください。2款、電気通信事業費でございます。予算額1千81万5千円でございます。これは放送法の改正により今年度新たに必要となる機器を購入するものでございます。次に、3款、基金積立金でございます。予算額900万円で3千195万2千円の減額になっております。次に、4款、公債費でございます。予算額1億3千150万9千円で8千343万3千円の増額でございます。これは償還金元金が増になったためでございます。以上予算額合計4億390万円でございます。よろしく願いいたします。

●議長(松本正) 以上で、提出者の提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 請願文書表

●議長(松本正) 日程第8、請願文書表を議題といたします。本定例会までに受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおりでございます。ここで、お諮りをいたします。請願第1号につきましては、総務常任委員会に付託をしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(松本正) 異議なしと認めます。よって、請願第1号につきましては、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 散会宣告

●議長(松本正) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変、ご苦労さまございました。

—— 午後 3 時44分 散会 ——